

厚生労働省
令和4年度 障害者総合福祉推進事業

**障害者虐待防止・権利擁護指導者研修の
更なる質の向上に資する研修に関する研究**

令和5年3月
一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会

～ 目 次 ～

| | |
|----------------------------------------|----|
| 1 事業要旨..... | 2 |
| 2 背景と目的 | 2 |
| 3 手法・内容 | 2 |
| 4 実施内容と結果 | 3 |
| ①自治体向けアンケートの実施..... | 3 |
| ②検討会の設置及び共通講義・コース別研修のカリキュラム（案）の作成..... | 9 |
| ③モデル研修の実施..... | 12 |
| 【自治体コース モデル研修】..... | 12 |
| 【モデル事業アンケート結果調査】（自治体コース） | 14 |
| 【障害者福祉施設従事者コース モデル研修】..... | 26 |
| 【モデル事業アンケート結果】（障害者福祉施設従事者コース）..... | 27 |
| ④障害者虐待防止指導者養成研修（国研修） プログラム案の提案..... | 52 |
| 5 検討委員会実施状況..... | 53 |
| 6 委員名簿（敬称略）..... | 55 |
| 7 障害者虐待防止指導者養成研修 モデル研修 資料集 | 57 |

1 事業要旨

障害者虐待防止・権利擁護指導者研修の更なる質の向上に資する研修に関する研究（以下「本研究」という。）では、障害者虐待にかかる自治体及び基幹相談支援センターの職員による事実確認調査及び虐待判断の質の向上、障害者福祉施設等（以下「福祉施設」という。）における虐待防止体制の実効性を高めるための研修に関する調査研究を行う。

2 背景と目的

令和元年度虐待防止対応状況調査結果から、自治体における障害者虐待の事実確認調査及び虐待判断件数にはらつきがあることが明らかになり、令和3年度委託事業「障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式」において、その平準化に向けた検討が進められている。また、養護者虐待における事実確認調査について基幹相談支援センターに委託できることを国において明確化したところである。

国の虐待防止・権利擁護指導者研修においては、都道府県研修で指導者となる人材の参加を促しているものの、人事異動等もある中で必ずしも十分な知識や経験のある職員が参加できていない実態があり、事実確認調査及び虐待認定の判断といったより高い知識や技術が必要な事項を習得するには課題があるとの意見がある。また、福祉施設における虐待防止及び身体拘束適正化に向けた体制整備については令和4年度から義務化され、令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」で小規模事業所を含む効果的な体制整備について研究し、その成果も周知されたところであるが、整備された虐待防止体制の実効性を高めていくための方策が必要である。

これらの状況を踏まえ、本研究においては、より質の高い障害者虐待防止・権利擁護指導者研修のあり方等に関する調査研究を行うことを目的とする。

3 手法・内容

- ① 令和3年度の都道府県による障害者虐待防止研修の実施状況を把握するためのアンケート調査を実施する。
- ② 現行のプログラム開発に携わった学識経験者を中心に検討委員会を組織した上で、自治体及び基幹相談支援センターの職員による事実確認調査及び虐待判断の質の向上、福祉施設における虐待防止体制の実効性を高めるための研修プログラムを作成し、試行的なモデル研修を実施する。
- ③ モデル研修の結果を踏まえ、障害者虐待防止・権利擁護指導者研修のさらなる質の向上について検討を行う。

4 実施内容と結果

① 自治体アンケートの実施

(1) 調査の目的

令和3年度の都道府県による障害者虐待防止研修の実施状況を把握することを目的として、自治体へのアンケート調査を実施した。

なお、参考として、令和3年度の国の指導者研修のカリキュラムを章末に示す。

(2) 調査方法

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室より、都道府県の虐待防止・権利擁護研修の担当部署に対して調査票を配信し、事務局宛にメールで回収した。

(3) 調査対象

都道府県 47ヶ所

(4) 調査時期

令和4年12月21日～令和5年1月20日

(5) 調査結果

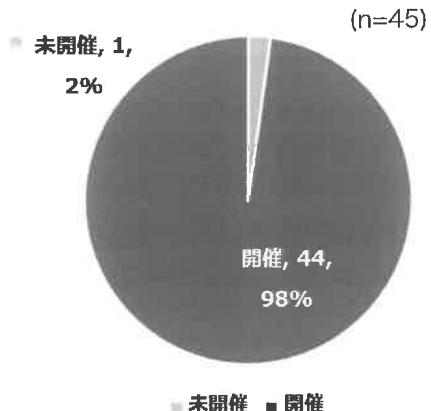
有効回収率 96% (45件／47都道府県)

①研修の実施の有無

研修の実施の有無については、「開催」が44ヶ所(98%)、「未開催」が1ヶ所(2%)であった。

「未開催」と回答した1ヶ所については、新型コロナウイルス感染症対応が要因と回答しており、ほぼすべての都道府県で研修を実施していた。

①研修開催の有無

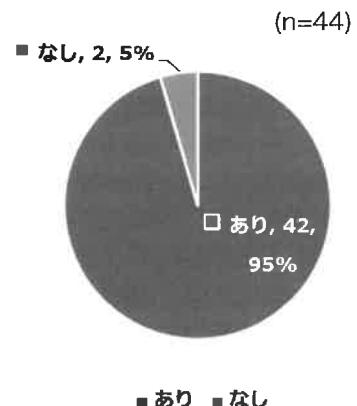


②オンライン開催の有無

令和3年度の研修をオンライン又は一部参加者がオンラインで参加する形式で開催したことがあるかについては、「あり」が42ヶ所(95%)、「なし」が2ヶ所(5%)であった。

新型コロナウイルス感染症対応もあり、オンライン開催としている都道府県が多くかった。

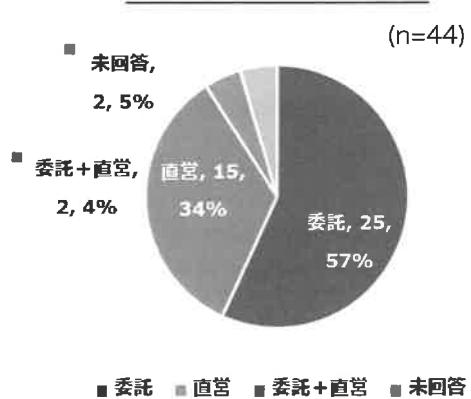
②オンラインでの開催有無



③研修の実施方法

研修の実施方法については、「委託」が25ヶ所(57%)、「直営」が15ヶ所(34%)、「委託及び直営」が2ヶ所(4%)、未回答が2ヶ所(5%)であった。

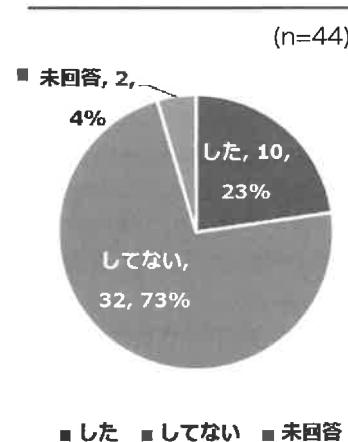
③研修の実施方法



④警察への講師依頼

警察に講師依頼を行ったかどうかについては、「した」が10ヶ所(23%)、「していない」が32ヶ所(73%)、「未回答」が2ヶ所(4%)であった。

④警察への講師依頼

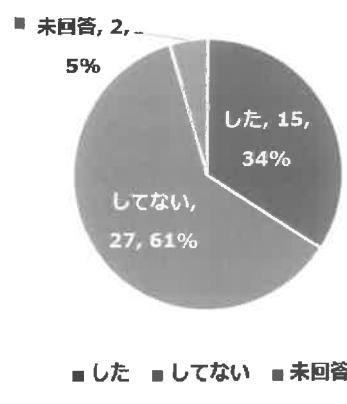


⑤労働局への講師依頼

労働局に講師依頼を行ったかどうかについては、「した」が15ヶ所（34%）、「していない」が27ヶ所（61%）、「未回答」が2ヶ所（5%）であった。

⑤労働局への講師依頼

(n=44)



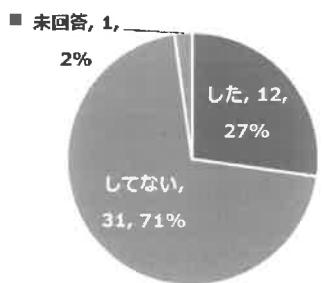
■ した ■ していない ■ 未回答

⑥労働局担当者の受講勧奨

労働局の担当者に対して研修受講の勧奨を実施したかどうかについては、「した」が12ヶ所（27%）、「していない」が31ヶ所（73%）、「未回答」が1ヶ所（2%）であった。

⑥労働局担当者への受講勧奨

(n=44)



■ した ■ していない ■ 未回答

⑦参加者数と属性別内訳

件数参加者数とその属性別内訳については、以下のとおりであった。

| 参加者総数 | 内訳 | | | | | |
|---------|---------|--------|------|-----|------|----------|
| | 事業所 | 市町村職員 | 医療機関 | 学校 | 保育所等 | 放課後児童クラブ |
| 30,377人 | 28,148人 | 1,126人 | 194人 | 64人 | 293人 | 552人 |

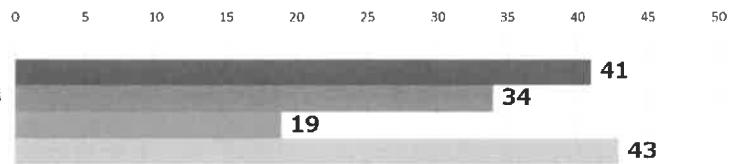
⑧カリキュラム実施状況

国の障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修で実施しているカリキュラムに関する都道府県研修での実施状況については、以下のとおりであった。

アンケート結果から、国研修で実施した講義の内、都道府県研修で実施している講義内容にはばらつきがあることがわかった。また、演習を実施している都道府県は自治体コースで23ヶ所（52%）、施設従事者コースでは27ヶ所（61%）であり、国研修で実施した内容の都道府県研修での伝達性や再現性に課題があることが示唆された。

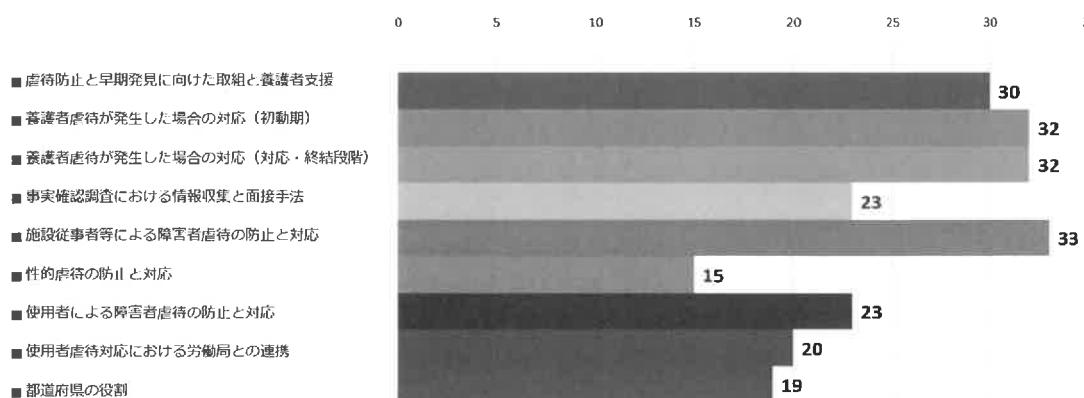
共通研修

(n=44)



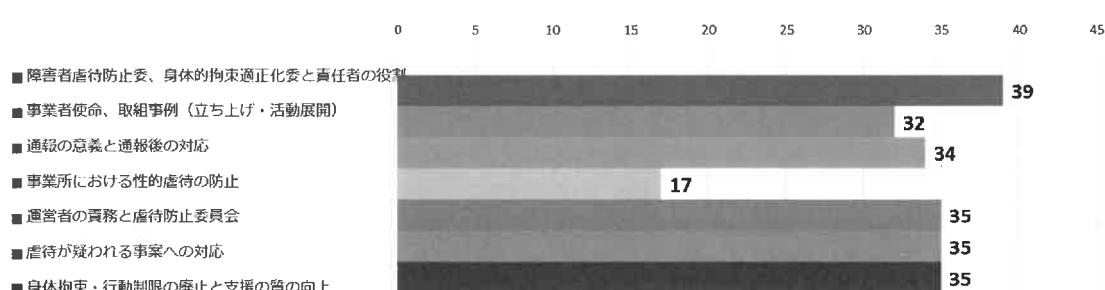
都道府県市町村自治体コース（講義部分）

(n=44)



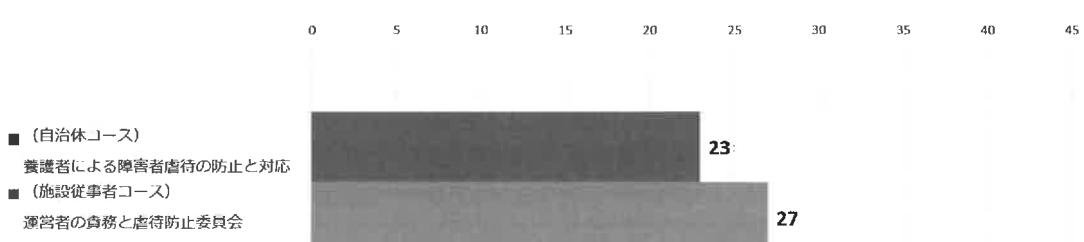
施設従事者コース（講義部分）

(n=44)



演習

(n=44)



【参考：令和3年度障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修カリキュラム】

(ア) 共通研修（講義）：障害者虐待防止法の法制度の概要と現状を理解する

| 科 目 | 時 間 | 内 容 |
|-------------------------|------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 研修の趣旨説明 虐待対応状況調査報告 | 45 分 | 虐待対応状況調査の報告 障害者虐待防止に向けた国の施策と動向 特に令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における障害者虐待防止及び身体拘束適正化の取組み強化について |
| 障害者虐待総論 - 成立までの経過、社会的意義 | 60 分 | 障害者虐待総論 - 成立までの経過、社会的意義 |
| 当事者の声 | 30 分 | 知的障害保護者当事者の声 身体障害当事者の声 精神障害当事者の声 |
| 障害者虐待防止法の概要 | 60 分 | 障害者虐待防止法の成立、意義 「障害者虐待」の定義 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 虐待行為に対する刑事罰 |

(イ) 都道府県市町村自治体コース（講義）

| 科 目 | 時 間 | 内 容 |
|------------------------------|------|-------------------------------------------|
| I 養護者による障害者虐待の防止と対応 | 30 分 | 講義 1 障害者虐待防止と早期発見に向けた取組と養護者支援 |
| | 50 分 | 講義 2 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（初動期対応について） |
| | 40 分 | 講義 3 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（対応段階・終結段階について） |
| II 事実確認調査における情報収集と面接手法 | 90 分 | 聞き取り面接における留意事項 |
| IV 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応 | 90 分 | 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応 |
| V 性的虐待の防止と対応 | 30 分 | 性的虐待が起こる背景と通報における課題 |
| VI 使用者による障害者虐待の防止と対応 | 30 分 | 講義 1 使用者による障害者虐待の防止と対応 |
| | 30 分 | 講義 2 使用者虐待対応における労働局との連携 |
| VII 都道府県の役割（講義） | 20 分 | 都道府県における障害者虐待防止・権利擁護の取組 |

○都道府県市町村自治体コース（演習）

| 科 目 | 時 間 | 内 容 |
|---------------------------|-------|-------------------------------|
| III 養護者による障害者虐待の防止と対応（演習） | 130 分 | 養護者による虐待における自治体の対応（初動期を中心にして） |

（ウ）障害者福祉施設等管理者・設置者／虐待防止責任者養成コース（講義）

| 科 目 | 時 間 | 内 容 |
|----------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------|
| I 総論 障害者虐待の防止 | 60 分 | 障害福祉サービス事業者としての使命（倫理・価値） 障害者虐待を契機に再生した事業所の事例 |
| II 通報の意義と通報後の対応 | 60 分 | 通報はすべての人を救う 障害者福祉施設等の虐待防止と対応 |
| III 運営者の責務と虐待防止委員会 | 90 分 | 虐待を防止するための体制 |
| IV 虐待が疑われる事案への対応 | 50 分 | 虐待が疑われる事案があった場合の対応 |
| V 身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上 | 50 分 45 分 | 講義1 身体拘束の廃止と支援の質の向上に向けて 講義2 身体拘束としての行動制限について |
| VI 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割 | 45 分 | 障害者虐待防止委員会と虐待防止責任者に求められる役割 身体的拘束等の適正化委員会に求められる役割 |

○障害者福祉施設等管理者・設置者／虐待防止責任者養成コース（演習）

| 科 目 | 時 間 | 内 容 |
|--------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| III 運営者の責務と虐待防止委員会 | 130 分 | 虐待防止委員会に求められる役割の整理 虐待防止委員会の設置に向けた具体的な行程表の作成 虐待防止委員会の運営に関するシミュレーション |

② 検討会の設置及び共通講義・コース別研修のカリキュラム（案）の作成

本研究の実施に際し、有識者、学識経験者等による検討会を設置した。また共通講義、自治体コース、障害者福祉施設従事者コースごとに班会議を設置し、それぞれ自治体及び基幹相談支援センターの職員による事実確認調査及び虐待判断の質の向上、福祉施設における虐待防止体制の実効性を高めるための研修プログラムについて検討を行った。

検討の結果を踏まえ、暫定版の障害者虐待防止指導者養成研修のカリキュラム（案）を作成したほか、モデル研修用に研修動画及び研修資料の作成を行い、モデル研修を実施した。（モデル研修の実施状況については「③モデル研修の実施」に記載）

また、モデル研修実施後に受講者にアンケート調査を行い、理解度のチェックや、講義・演習についての感想や提案を募った。アンケート結果やモデル研修終了後の検討会委員による振り返りで出された意見などを踏まえた上で、以下のとおり改訂版カリキュラムを作成した。

（ア）共通講義（講義）

| 課目 | 時間 | 内容 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------|
| I 障害者虐待総論 - 成立までの経過、社会的意義 https://youtu.be/JkfRVGdqm8o | 30分 | 障害者虐待防止総論 / 成立までの経過、社会的意義 |
| II 障害者虐待防止法の概要 https://youtu.be/8SvV_INc1v8 | 30分 | 「障害者虐待」の定義 / 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 / 虐待行為に対する刑事罰 |
| III 当事者の声 https://youtu.be/JY9LB1dfab8 （身体） https://youtu.be/295iNm_L0Uc （知的） https://youtu.be/-JityL4b2Zs （精神） | 30分 | 身体・知的・精神、それぞれの障害の被虐待者の気持ちを知ることで障害者虐待防止・権利擁護の重要性を理解する。 |
| IV 性的虐待の防止と対応 https://youtu.be/K7v-o6csB7o | 30分 | 性的虐待が起こる背景と通報における課題 / 性的虐待の事例と防止のための対応 |
| V 身体拘束 https://youtu.be/dxbKQmrm-Tq | 30分 | 身体拘束の廃止に向けて / やむを得ず身体拘束を行うときの留意点 |
| VI 通報の意義と通報後の対応 ～通報はすべての人を救う～ https://youtu.be/i2RS4Nr8vo0 | 30分 | 通報義務 / 立ち入り調査等の虚偽答弁に対する罰則 / 通報後の通報者の保護 / 虐待防止の責務と障害者や家族の立場の理解 |

(イ) 自治体コース（講義）

| 科 目 | 時間 | 内 容 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------|
| I - 1 養護者による障害者虐待の防止と対応① https://youtu.be/lP5gLs_WqI0 | 30 分 | 障害者虐待の防止に向けた取組 / 障害者虐待の早期発見に向けた取組 |
| I - 2 養護者による障害者虐待の防止と対応② 前半： https://youtu.be/vaUqgwGPEoXo 後半： https://youtu.be/u2q22pBDTxo | 各約 30 分 | 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（初動期対応、対応段階、終結段階） |
| II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応 https://youtu.be/Pvun-X43fS4 | 55 分 | 通報受理から事実確認、虐待判断、対応計画の策定と評価・終結の流れと各段階のポイント / 施設等に対する指導助言のポイント |
| III 事実確認調査における情報収集と面接手法（基礎編） https://youtu.be/tt-rpTdUhz0 | 20 分 | 事実確認調査における情報収集と面接手法 / 事例を通じた実践準備 |
| IV 事実確認調査における情報収集と面接手法 前半： https://youtu.be/IJacDb1INPo 後半： https://youtu.be/y_ABqDbM66o | 55 分 20 分 | 事実確認調査における情報収集と面接手法 / 事例を通じた実践準備 |

○自治体コース（演習）

| 科 目 | 時間 |
|---------------------------------------|-------|
| 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習 | 180 分 |
| 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習 | 180 分 |

(ウ) 障害者福祉施設従事者コース（講義）

| 科 目 | 時 間 | 内 容 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------------------------|
| I 法人・事業所の理念と管理者の役割 https://youtu.be/RQqXqYA0brc | 30 分 | 障害者虐待防止の意義、障害福祉サービス事業者としての使命、倫理・価値・権利擁護 |
| II 虐待を防止するための日常の取組について① https://youtu.be/HJxfV2nwRsA | 30 分 | 日々の事業所の支援の質の向上、情報共有や支援計画の見直し、コミュニケーション、運営オペレート |
| II-2 虐待を防止するための日常の取組について②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～ https://youtu.be/kVs-WtfF To | 30 分 | 身体拘束廃止に向けた取組、やむを得ず身体拘束を行った際の手続きや検討について |
| III 通報プロセスについて（通報した場合の準備含む） https://youtu.be/_2DbU-53PYA | 30 分 | 通報手順、事実確認から指導、処分までの流れ、事業所内の事実確認、事前準備等 |
| IV 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割 https://youtu.be/aKQBkV9Fn4 | 30 分 | 障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割 |
| V 虐待防止委員会の実際の運営について https://youtu.be/F7mxnfNitxAY https://youtu.be/Rfrvglzva-8 | 15 分 15 分 | 虐待防止委員会の運営の実践報告を通して、その重要性を理解する。 |

○障害者福祉施設従事者コース（講義と演習）

| 科 目 | 時 間 |
|---------------------------|-------|
| I 虐待が疑われる事案への対応（講義と演習） | 120 分 |
| II 身体拘束適正化委員会の運営（講義と演習） | 120 分 |
| III 虐待防止委員会と責任者の役割（講義と演習） | 120 分 |

③モデル研修の実施

【自治体コース モデル研修】

○共通講義・自治体コース講義を事前視聴した上で演習実施

○モデル研修（演習）開催日時

令和5年3月19日（日） 10：00～17：00

○モデル研修（演習）実施場所

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 会議室（東京都新宿区）

○演習内容

| 科 目 | 時間 |
|---------------------------------------|-------|
| 養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習 | 180 分 |
| 施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習 | 180 分 |

○モデル研修参加者 12名



自治体コース モデル研修の様子

○検討委員による自治体職員コース モデル演習実施後の振り返り

〈全体〉

- ・演習毎に、対応についてのコメントを入れると良い。
- ・市町村職員には、軽微と思われる事案でも「虐待」であるという意識付けが必要。
- ・忙しくても、通報当日に事実確認調査を行うことを認識させたい。
- ・国の指導者養成研修では、都道府県で伝達研修をどうやるか、という研修があるとよい。

〈養護者虐待の演習〉

- ・養護者虐待の最後の演習は、50分を25分+25分としてはどうか。
- ・養護者虐待の演習は、例えば母からの聞き取りに、「以前叩いたことがある」等の聴取内容を加え、虐待と判断したことを示した方がよい。
- ・養護者虐待演習では、虐待と判断した後の支援にどう繋げるかを伝えることが重要。

〈従事者虐待の演習〉

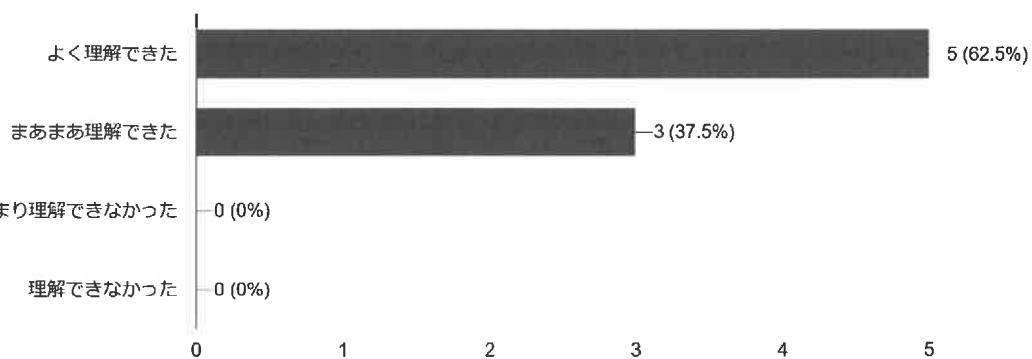
- ・従事者虐待の演習は、加害者が否認しても虐待と判断するオチを加え、その理由を示す方がよいのではないか。
- ・指導が再発防止を目的としていることを示すことが必要。
- ・「市町村から都道府県に一報入れた」ことを加える。
- ・従事者虐待では、市町村と都道府県が連携して改善指導を行うことを加えてはどうか。
- ・従事者演習は、小刻みに演習を入れているが、一つ省くと時間に余裕が出るのではないか。
- ・面接のロールプレイは時間が短かった。

【モデル研修アンケート結果調査】(自治体コース)

回答数 8/12 (回答率 67%)

【共通講義】

(共通講義) I 障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義について
8 件の回答



○「I 障害者虐待総論 - 成立までの経過、社会的意義」について感想やご提案がありましたらご記載ください。

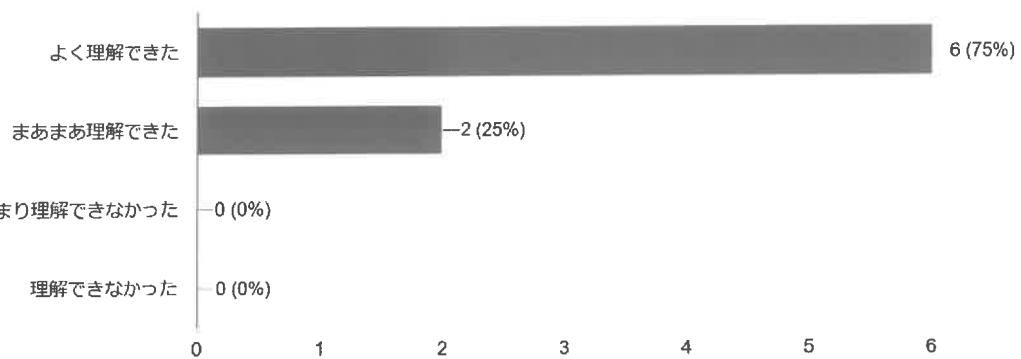
チャンバラのエピソードはとてもよかったです。福祉の現場で働いていると、利用者さんや保護者さんの内面や正直な感想を伺う機会は、ほとんど皆無と言ってよく、行政職員ともなればなおのことだと思います。”本当はそう思ってたのかっ！！？”と、はっとさせられるような本音のエピソードを伺えるのは、大変に有意義なことと思います。

具体的な話をませながら歴史をたどられていてわかりやすかったです

「グレーデーン」という表現が、冒頭の講義としては以後の法の理解や手引きの解釈に影響されるのではないかと心配になりました。

(共通講義) II 障害者虐待防止法の概要

8件の回答



○ 「II 障害者虐待防止法の概要」について感想やご提案がありましたらご記載ください。

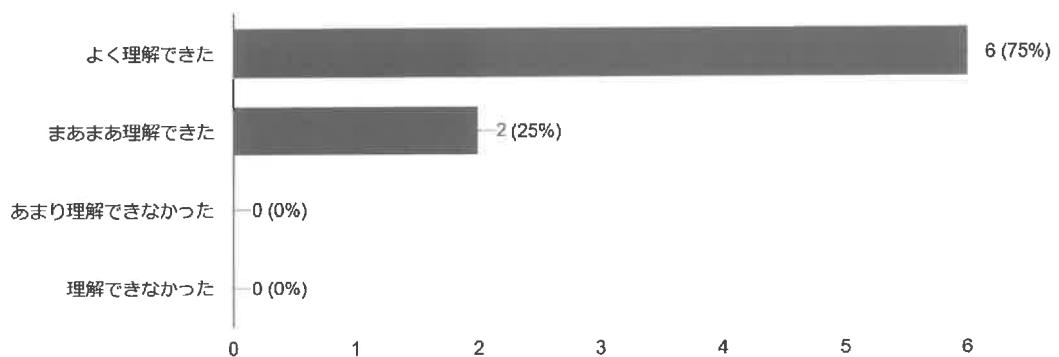
法律のことですから、ボリュームに対し時間が限られているのは致し方なく思いました。受講生には予習・熟読が求められるところと思います。

具体例を挙げられた説明が分かりやすかったです

全体的に従事者虐待に寄るために、養護者虐待も同時に「グレー」、虐待判断の「あいまいさ」が強調されることで、解決への支援方法の判断や対応に支障ができなか懸念が残った。

(共通講義) III 当事者の声

8件の回答



○ 「III 当事者の声」について感想や提案がありましたらご記載ください

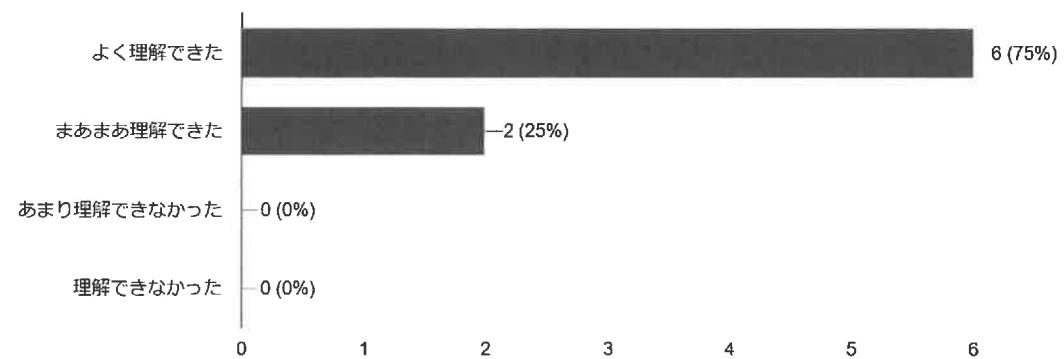
もっともっと多くの人の意見、主張を伺いたく思いました。

当事者の声を聴くことで現実のものと実感出来る感じがしました。貴重なものを提供していただきありがとうございました。

養護者虐待対応の分離例における当事者があるとさらに良いと思いました。

(共通講義) IV 性的虐待の防止と対応

8件の回答

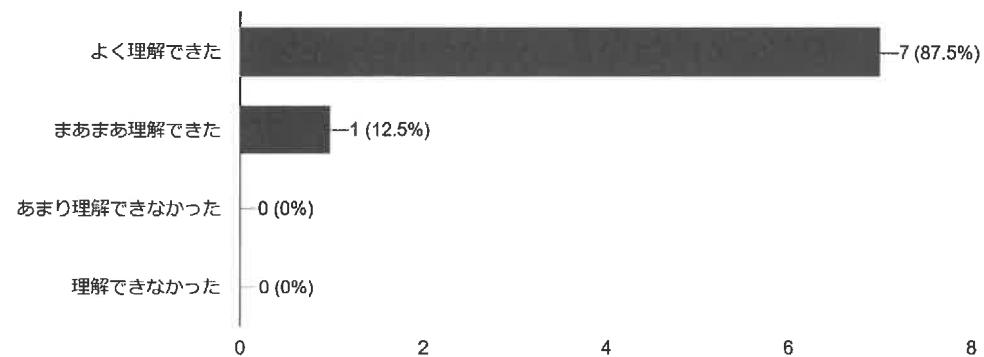


○「IV 性的虐待の防止と対応」について、感想やご提案がありましたらご記載ください。

介入に当たっては、非常に慎重に当たる必要があることなので、大事な講義だと思います。個人的には、性的な犯罪は、もっとも発覚しやすく、もっとも陰湿な行為だと思っています。『虐待』にとどまらず、性的被害や性的犯罪は人間の根源的な欲求に基づく問題であるにも関わらず、あまりにも気づかれていなさすぎるようになっています。

(共通講義) V 身体拘束

8件の回答



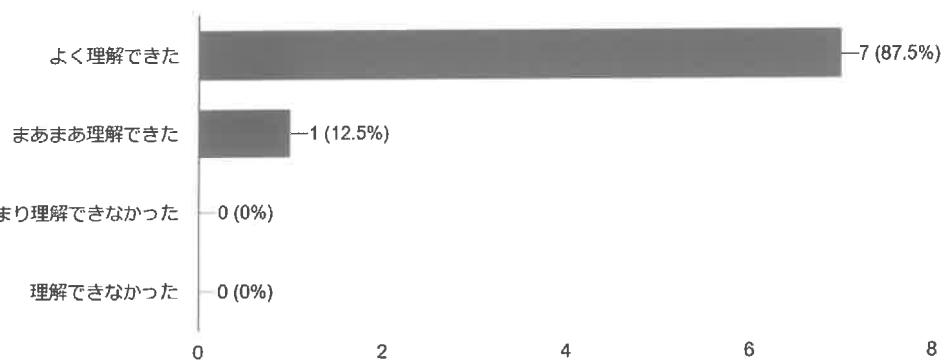
○「V 身体拘束」について感想やご提案がありましたらご記載ください。

福祉や医療の現場において、根強く蔓延している問題だと思います（私個人も、先日入院し、全身麻酔下で手術を埋めた際に、ベッドの四方を柵で囲われた挙句、電動ベッドのリモコンを手の届かないところに置かれるなどし、せん妄による事故を防ごうという意図を明らかに受け取れる扱いを受けました）。用器具の販売カタログに、普通に拘束具が載っている状況に変わりはないようですし。福祉施設で働いていた6年前当時ですら、現場の職員に身体拘束の適正化を意識している職員は少数派でしたし、役所に入ってからも、このことを意識している公務員はやはり少数派だと感じています。粘り強く、公に啓発が行われることを望みます。

障害者分野では「正当な理由」としており、高齢者分野では「緊急やむを得ない場合」について整理が必要なのではないかと思い、今後の厚生労働省調査研究事業に期待したい。

(共通講義) VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～

8件の回答



- 「VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～」について感想やご提案がありましたらご記載ください。

大事な単元だと思います。行政の現場で働いていて、当然に外部から通報を受けるのですが、通報・通告をしてくれる人たちの認識が「義務だから通報しました」というレベルにとどまっていることが多く、通報することの有意義性が知られていないことが多いことが悔やまれます。一般への啓発も進むことを願います。

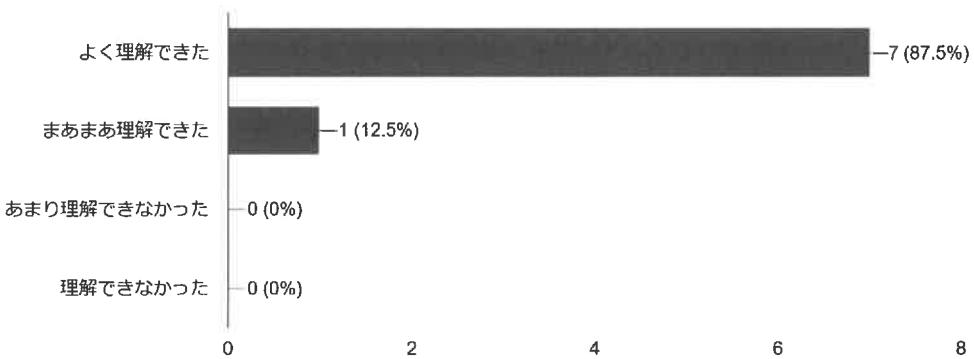
従事者における虐待例について分かりやすく、通報の必要性についても理解出来ました。

「通報はすべての人を救う」まさにその通りだと痛感させられ、このように伝えていく方法があるのだと学び直しかった。

【講義】自治体コース アンケート

I – 1 養護者による障害者虐待の防止と対応①

8件の回答



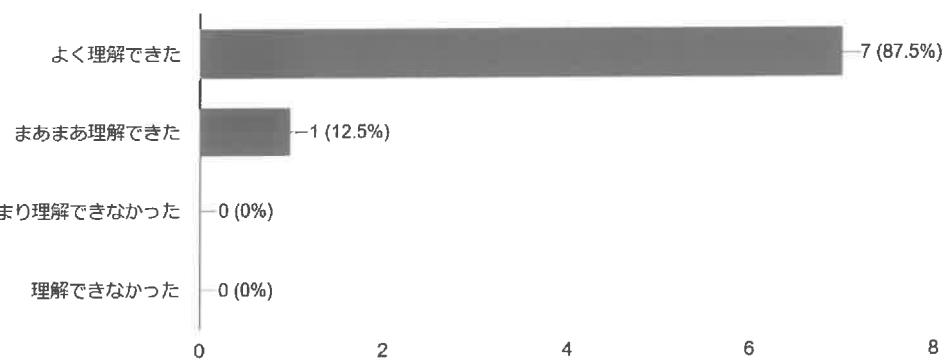
- 「I – 1 養護者による障害者虐待の防止と対応①」について、感想やご提案がございましたら、ご記載ください。

行政職として理解しやすく必要な内容にまとまっていると思う。伝達研修で取り入れる自治体が多い項目なので、もう少し伝え方などのポイントを強調しても良いと思われる

説明が分かりやすかったです。

I – 2 養護者による障害者虐待の防止と対応②

8件の回答



- 「I – 2 養護者による障害者虐待の防止と対応②」について、感想やご提案がありましたら、ご記載ください。

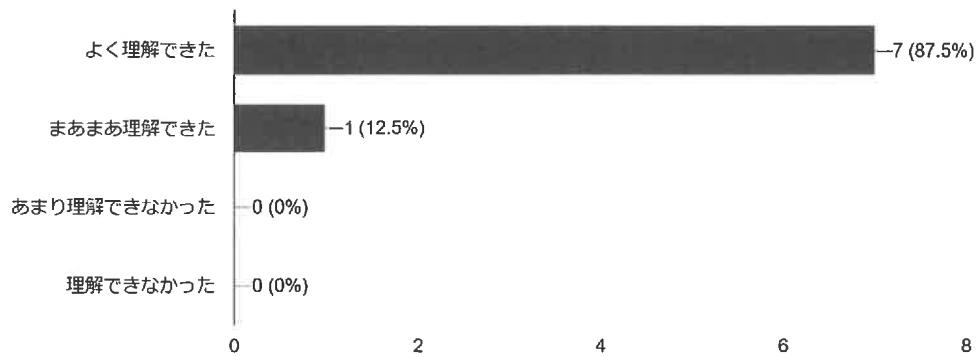
講義自体としてはわかりやすく、講師の気持ちも伝わってくる。実際の対応としてここまで水準にして欲しいことは理解出来るが、現状の各自治体の状況を考えた場合に、取り組む目標とまで考えられる講義となっているかは検討の必要性はある

対応方法について理解が出来、全国的な現状についても知ることが出来ました。

非常にはっきりと言いたった講義がとてもわかりやすく、何をしなければならないか理解しやすく、繰り返し視聴できる環境が担保されているとよいと思いました。国の研修でここまでお話しいただけると市町村をサポートしやすい。

II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

8件の回答



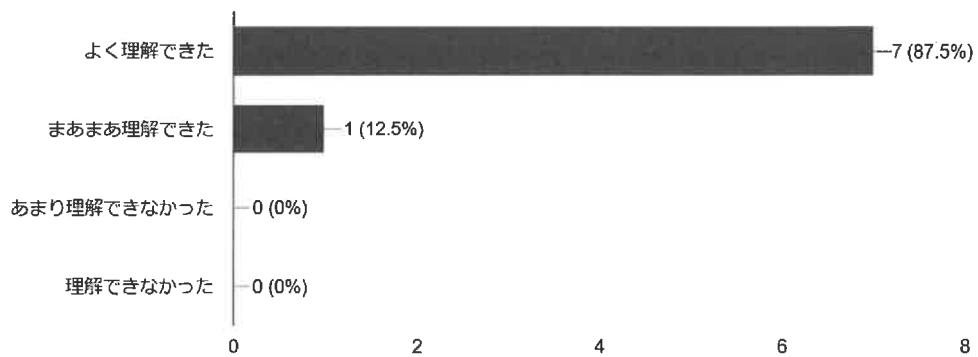
- 「 II 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応」について、感想やご提案がありましたらご記載ください。

理解しやすくやるべきことがまとまっていると思う。

施設従事者等による虐待における対応について分かりやすかったため、当日の研修の GW に入りやすかったです。

III 事実確認調査における情報収集と面接手法（基礎編）

8件の回答



- 「 III 事実確認調査における情報収集と面接手法（基礎編）」について、感想やご提案がありましたらご記載ください。

映像もあり実際にわかりやすい。今後のロールプレイ等により理解を深めやすい内容になっていると思われる。

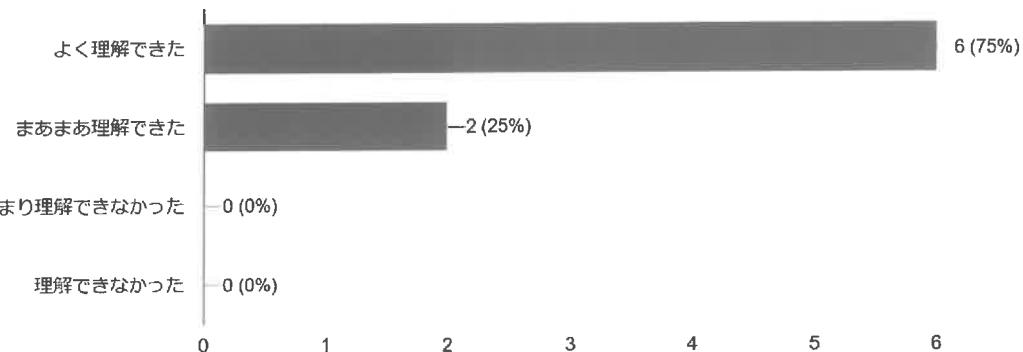
重要かつ、実践上もっとも難しい部分であるとおもいました。それを見越しての全体のプログラムが組まれているのだと感じました。やはりロールプレイや実践を通じての、繰り返しの反省が必要な部分かと思います。職場での SV 体制の確立が必須だと思います。

面接方法について分かりやすい説明で、GWでも参考にしやすかったです。

短時間で分かりやすい調査方法の講義でした。年に1回あるかわからない事実確認調査用に、常に視聴ができるとよいと思いました。

IV 事実確認調査における情報収集と面接手法

8件の回答



○「IV 事実確認調査における情報収集と面接手法」について、感想やご提案がありましたら、ご記載ください。

前講義を聞いていても司法面接を知らないとこの資料を追いかけることに終始してしまう。資料の改善は必要だと思われる

一つ前の単元と同様に、高度であるにもかかわらず、虐待対応のコアにかかわる単元だと思いました。映像による具体的な例示を交えての受講が望ましいと思いましたし、やはり反復練習や反省、SV体制が必要な事柄だと思います。

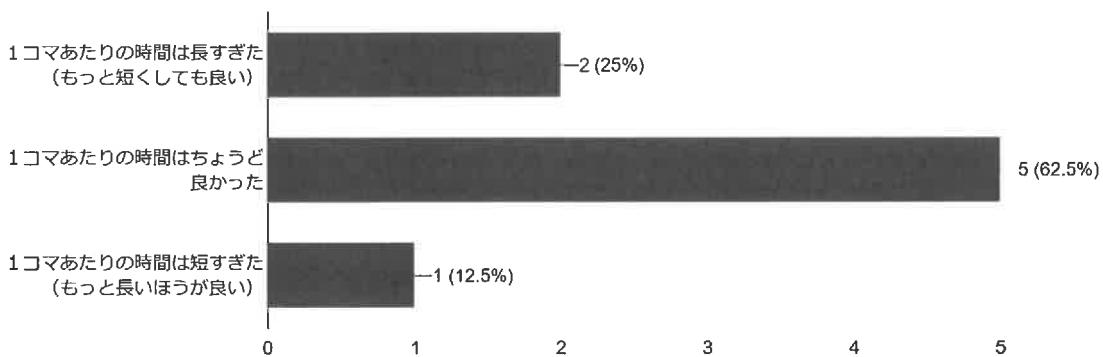
私は NICHD の研修を受講しており三機関協同面接も経験していますが、正式な研修受講の機会も無いまま、このレベルの内容を市町村職員に伝達するのは無理があると考えます。まずはリフカードとかはいかがでしょうか。

様々な例を挙げて頂きわかりやすかったです。

丁寧な司法面接のご講義ありがとうございました。司法面接の研修はなかなか開講していないので、非常に効果的な内容であると思いました。

全体の講義時間についてご回答ください。

8件の回答



どこまで真剣に試聴出来るかは参加者次第となるため、ある程度経験値のある職員に絞って開催する方向なので良いと思う。

一つ一つの単元は、よく考えられた、メッセージ性のある、高度な内容になっていると思いました。しかしながら、『行政職員』という特性上、その高度な内容がどこまで真実味（真剣さ）をもって受け入れられるかはわからないなと思いました。私自身は心理士・社会福祉士であり専門職ですが、行政の職員の中で専門職は少数派であり、ただの事務職がこの研修を受けるということが当然にあり得ますから。実は数年前、民間の社会福祉法人に勤めていた当時、県の虐待防止研修に於いて、上司の手違いで行政職員向けのコースに放り込まれたことがあります。まだ若く、専門職としてある程度の熱意を湛えていた私でしたが、参加した行政職員コースに有資格者はほとんどおらず、市町村に勤める一般の公務員が障害者虐待防止施策のことをいかに冷ややかに受け止めているのか目の当たりにしました。一般公務員との認識のズレにショックを受けたというのが正直なところでした。「なんでこの程度のことが虐待になるんだ」「(その方が対応した虐待の実例をひいて)あの程度のことで、虐待だなんて騒がれて、事業所がつぶれたが、それこそ不憫だ」などなど。この個人的な体験を踏まえ、いきなり熱い講義（専門性の高い講義）をぶつけるだけではなく、少しずつ受講生の熱を上げていくような時間があると、より効果的だったりするかもしれないなあ、と思いました。

自治体向けは、音声が聞き取りにくかったです。

今回は研修に参加させていただきありがとうございました。貴重な経験をさせていただき大変勉強になりました。

ひとつ前の設問で全体の講義時間について、長いと感じると回答しましたが、本来3日間の集合研修を動画視聴形式に置き換えているという前提の場合は仕方ないと感じています。

また、R3, R4 の研修に比べ、重なり合った内容が省略されコンパクトになった印象はありました。

講義は全体を通して分かりやすかったです。研修用として配布して、各自治体で活かすことが出来るのではないかと感じました。

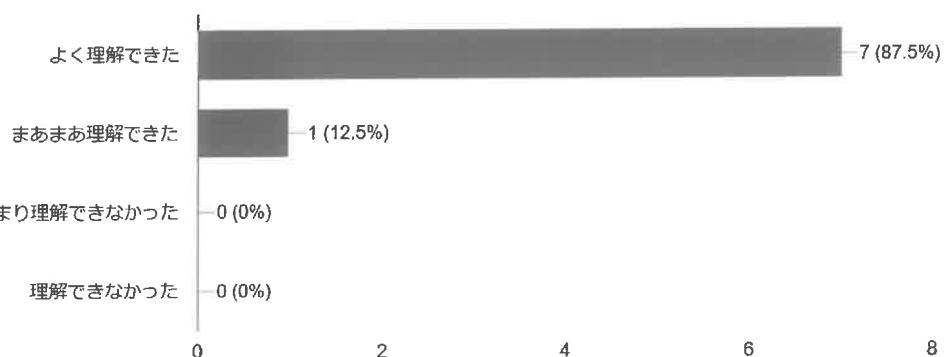
また、実際に対応している人から、どんなことに注意して対応しているか等の話もあると研修を受ける職員の参考になるように感じました。

養護者と従事者の共通講義では理解が不十分となる内容もあると考えました。特に養護者支援と障害者の権利侵害（虐待）の判断、権利救済・回復の視点とその援助について。

自治体コース モデル研修 演習 アンケート

養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習

8件の回答



- 「養護者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習」について、感想やご提案があつたら、ご記載ください。

内容を完璧にしようとすればするほど演習時間が伸びてしまいます。どこかで区切りをつける必要はあると思います。

次の施設従事者の研修で補完出来ている構成にしてあり良いと思われる。困難な部分であることは理解出来るが、研修日程自体に無理があるので、出来るだけ時間を増やしてもう少し丁寧に出来るとは良いと思う

後段の施設従事者による～～～事例と違って、市民対応となる部分ですし、事例が悪質とは思われない内容であったこともあり、”こういう風に支援しよう”と前向きに考えられる単元がありました。ただ、あればこそ、成功事例としてこの事例の結末がどうなったのかが、まとめに欲しいなあと思った次第です。あとは、事例の読み解きについてはやはり受講者の経験が求められるだろうなと思いましたので、経験のない公務員が受講生だと、結構苦しむんだろうなと思いました。グループの構成員が未経験者ばかりだったりすると研修効果も期待できないかも、と思いました。

当日の振り返りでもグループ内で話題が出ていましたが「いつまでに、どこで、なにを、だれが、どうする」を意識づけるために、演習中に出てくる聞き取り記録にはそれらを示しておいて（係長らはいつどこでだれに聞き取りしたのか）もよかったですように思いました。

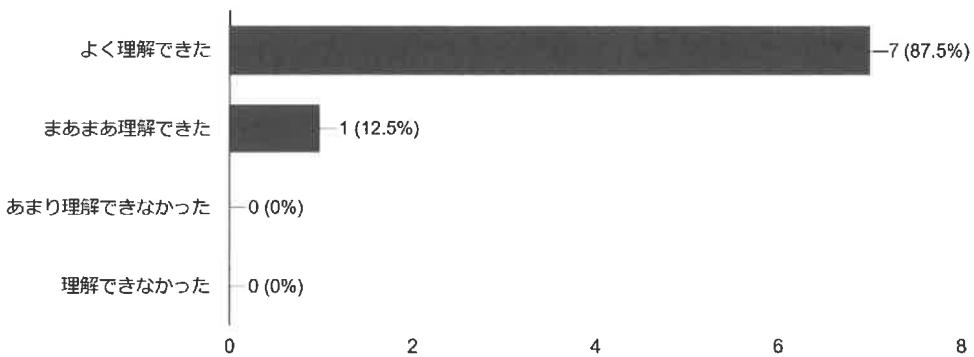
課長の視点で、という話がありましたが、支援に対してのマネジメントに留まらず、職員のマネジメントについても拡げた内容を入れると良いのではと感じました。

以前、虐待対応したことがきっかけでメンタルになった職員がいたため、対応する人もストレスの高いものだと思うのでそのフォローも含めると良いのではと思いました。

被虐待者への事実確認調査と安全確認の視点が明確にあるとよい。コア会議における虐待の判断場面はあえてあるとよい（動画または記述等）。終結を見据えたことを視野に入れることをコメントや記述にあるとよい。※コメントだと拾う受講者にはらつきが出やすい可能性。家庭内の権利侵害の様々な視点は、今後地域共生社会の推進のために必要な視点であると考えられるために、虐待を疑う構図は多角的な解説が必要（祖母から母に対しての心理的虐待、父から母と娘に対してのネグレクト等）。しかし、「何でも虐待」ではなく、支援の必要な権利の侵害「権利擁護」を学んでいただきたい。

施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習

8件の回答



○施設従事者による障害者虐待防止の通報受理から養護者支援の検討にかけての演習」について、感想やご提案があったら、ご記載ください。

事例の設定は難しいですが、今回の動画はよくできていたと思います。

養護者でやりたかった内容にも取り組んでおり良いと思う。出来れば立ち入り調査や監査対応への演習もあると良いとは感じる

①グループワークを通じて、専門職は同業者に対し・行政職員は問題を起こした民間事業者等に対し、とても厳しく評価しがち・・・そういうバイアスは確実にあると感じました。事例の悪質さも影響したと思います。事業者・施設従事者に対しても支援を行うことが望ましいのでしょうか、このようなバイアスについて受講生も自覚しておくと良いと思いました。②今回のモデル研修で、グループワーク自体はつつがなく進みましたが、実は民間の福祉施設の現場経験があるか／ないかで、グループ内でも認識の違いがあったように思います。これは致し方のないところではあります。前事例と同じように、まとめのところで事例の結末や、望ましい結果について例示があるとよかったですかもしれません。③虐待現場の映像を視聴後、記憶の歪みがかなり出ました。要因の一つ目は映像を視聴してからロールプレイまでにけっこう時間があったこと、要因の二つ目は”悪質な加害者”と思いこんだために”被害者の行動を好意的に解釈した”ことだと思います。私が視聴した虐待の映像は、椅子に座った被害者に対し加害者が「今日の〇〇はなくなりました」と告げる映像でしたが、被害者はゴミ箱を薙ぎ払ったうえで加害者に対しつかみかかっていたというのが実際のところ、私の記憶は被害者が飛び上がったところにたまたま加害者が居て被害者を抑え込んだ・・・という思い込みに置き換わっていました。映像を見てからの時間差、心理的印象、こういった要素は確実に影響してくるのだと実感しました。

障害者虐待のスキームが、事実確認に偏っていると感じました。事実確認後、あるいは、調査を継続しながら、いかに支援を続けるかというカリキュラムが必要ではないでしょうか。

養護者虐待の演習で感じたものと同様のことは施設従事者虐待でも意見が出ていました。

虐待を見た話をする面接を実際に体験して、通報者も100%正確ではないかもしれないことを感じたため、そのためにも聞き方等面接技法が大切なように感じられました。虐待があったとする判断は難しいところですが、どちらの判断にしてもその後追いが大事だと感じられました。

悪質な事業者がある側面から、虐待防止法（任意）のみならず監査での調査を踏まえての演習の思考プロセスがあるとよいと思いました。虚偽答弁や文書改竄への視点を含む。解説は、聴き洩らしを避けるため解説資料があるとよいと思います。虐待対応が発生したときに見返せて実務に行かせるために。わからないと「やらない」実態が生じています。

【障害者福祉施設従事者コース モデル研修】

○共通講義・障害者福祉施設従事者コース講義を事前視聴した上で演習実施

○モデル研修（演習）開催日時

令和5年2月25日（土）10：00～17：00

○モデル研修（演習）実施場所

社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会 会議室（東京都新宿区）

○演習内容

| 科 目 | 時間 |
|---------------------------|-------|
| I 虐待が疑われる事案への対応（講義と演習） | 100 分 |
| II 身体拘束適正化委員会の運営 | 100 分 |
| III 虐待防止委員会と責任者の役割（講義と演習） | 160 分 |

○モデル研修参加者

21名



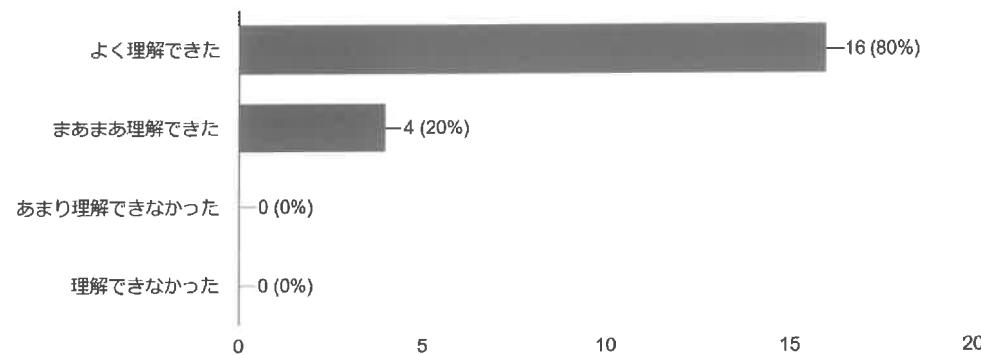
障害者福祉施設従事者コース モデル研修の様子

【モデル事業アンケート結果】(障害者福祉施設従事者コース)

回答数 20/21 (回答率 95%)

【共有講義】アンケート

(共通講義) I 障害者虐待総論-成立までの経過、社会的意義について
20件の回答



- 「I 障害者虐待総論 - 成立までの経過、社会的意義」について感想やご提案がありましたらご記載ください。

自分に「中心」を作る。そのとおりだと感じた。虐待防止や権利擁護など、自分自身を守る為、自分を維持していく為に、支援員としての専門性を高めていくことが絶えず必要な事だと実感した。

グレーゾーンや不適切と感じる一人ひとりの感性が大切で、「自分に中心を作る」という言葉が良かつた。現在、所属する事業所でグレーゾーンの検証を行っていて、一つずつ事例に対して、どうすればホワイト（良い支援）になるか、どうしてしまうとブラック（悪い支援）になるかを一人ひとり意見を言い合っていて、まさしく講師が言われていることを職員に伝えたいと思いました。

障害がある人の人権について、社会的に着目されるまでの経緯を確認することで、私自身が権利擁護、虐待防止に対して改めてしっかりと向き合いたいと思いましたし、法人内職員に権利擁護、虐待防止の意識を広く浸透させていきたいと思いました。

時代背景などその時々の事情も分かり、職員の虐待に至ってしまった経緯などもあり、分かりやすく聞き入ってしまう講義内容でした。

「V U C Aの世の中」不安定なグレーゾーンが多くあることを実感しています。

支援者が単身で支援する密室性の高い場面では、さらにV U C Aは高くなると思われます。そのことを認識する方法や実際の場面での対処方法について、考えさせられました。

研修の導入として、虐待をしてしまった職員への共感の話があると、この後の研修内容の中で、より自分事として虐待に向き合えるのではないかと感じた。

内容は例年と同じでしたが、野澤先生の話はわかりやすく、障害者虐待について学ぶ上で導入としてはとても良い内容だと思います。

研修の入り口として適切な内容だと思います。時間的にもちょうど良いと感じました。

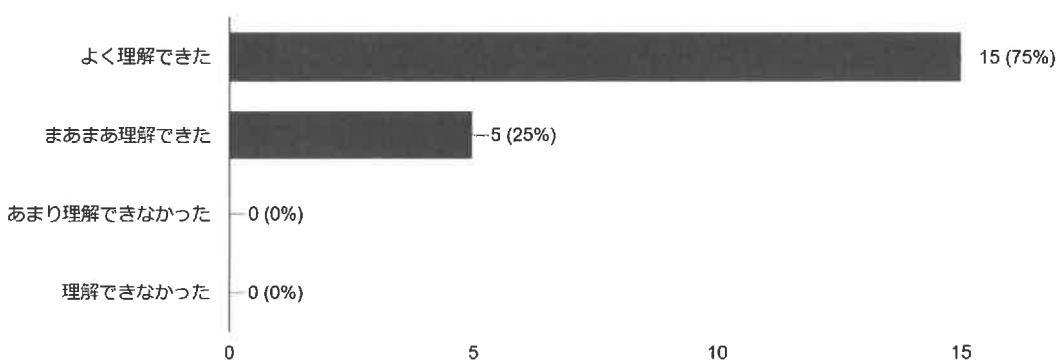
野澤先生の講義は、とても入りやすい。現場のことをよくわかって頂いている信頼がある。誰しも陥りやすい、隙（魔）が入らないように、救急救命法の実技研修同様に1年1度か必ず受講していきたいほどです。

野澤さんの話はリアルで非常に心に響くものがありました。30分でも十分学ぶことが出来ました。

野澤さんのお話しさは今までたくさん聞かせていただく機会があったが、とても耳に入ってきやすかったです。特に事件に対して、当時の事が鮮明にイメージできたり、当事者に十先に聞いたお話しなどが聴けてとてもよかったです。

(共通講義) II 障害者虐待防止法の概要

20件の回答



○ 「II 障害者虐待防止法の概要」について感想やご提案がありましたらご記載ください。

虐待防止法について改めて考える良い機会になった。尊厳や自立、社会参加に対してどのように取り組んでいくべきか、曖昧さがある法律だからこそ、一人ひとりが考えて、取り組んでいき、皆でこれからも作り上げていく法律だと実感できた。

度が過ぎた虐待は犯罪に当たることをもっと強調しても良いと思います。

「尊厳」「自立」「社会参加」というキーワードに繰り返し立ち返らせてくださったことで、権利擁護、虐待防止、利用者支援を考える上で大切なポイントとして理解できました。また、権利擁護、虐待防止の為には、支援について職員で話し合っていくことの重要性を再認識することができました。

法的根拠を交え分かりやすく具体的な虐待の事例と防ぐ手立て内容にあり、難しい内容ではないかと思っていたが分かりやすい講義でした。

障害者虐待防止法が尊厳、自立、社会参加の目的があることを再確認しました。

事例やグレーゾーンは、実際の現場で起こりやすい場面が想定されていて、分かりやすいです。「自分で」して、事例作成等取り組んでみたいと思いました。

虐待防止法について法律の趣旨を細かく学ぼうとするとかなりの時間是有することになりますが、伝達研修として各事業所の全ての職員に対して説明をしていく内容としては法律についての理解についてはこのぐらいのボリュームでいいと感じました。

いつもの講師の講義内容がさらにコンパクトにまとめたバージョンアップ版だと思いました。

尊厳・自立・社会参加の3つのキーワードに常に落とし込んでいく。小さな出来事9つの例入りやすい。自分基準の判断の怖さが分かります。

今までの学びを十分している人であれば、30分でも理解可能と思います。

障害者虐待防止法については、何度も研修を受けてるので、内容は復習の意味も含めて聞く機会になりました。

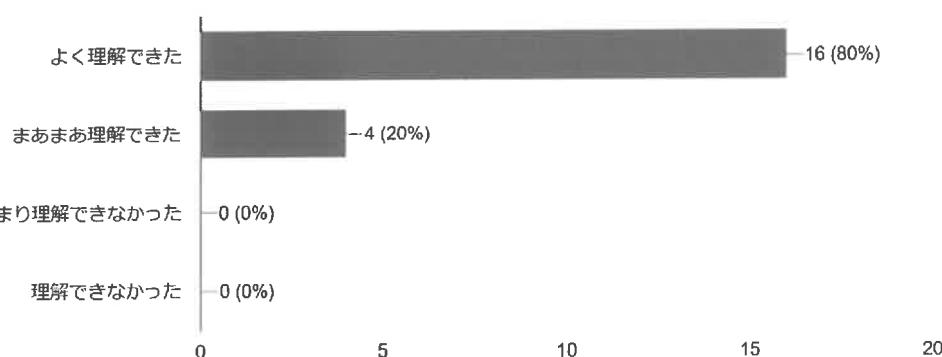
小さな出来事の部分は、自分でも気づきが足りていない事があると感じました。障害のある方の尊厳を守るためにとても重要な視点だと思いますので、自事業所に持ち帰り、支援の見直しをチームで行なっていきたいと思いました。

「小さな出来事」を事例として、解説を加えているのはわかりやすくて良い。「研修例」「目標設定と共有」も、具体的なことが提示されているので、参考になる。この講義のテーマではないと思うが、具体的な研修内容はたくさんのが知りたい

最後に「小さな出来事」で、いくつか具体例を挙げていただいているので、現場にはとてもわかりやすいと思いました。

(共通講義) III 当事者の声

20件の回答



○「III 当事者の声」について感想や提案がありましたらご記載ください。

被害者を出さないためにも、加害者を出さない努力は不可欠。一度虐待を受けた方の気持ちは支援員はわかっているつもりでわかつていないのだと感じさせられた。被害者の気持ちをもっと尊重することはもちろん、色々と考えさせられる内容だった。

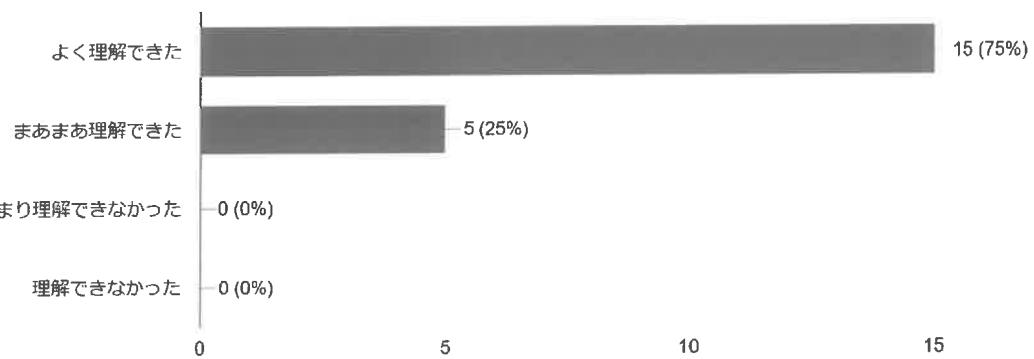
当事者の方々が受けた虐待から、支援者の優位性が100%発揮されていて、この優位性の認識が虐待の要因の一つになっていると思います。ただし、発言で特定の事業所名が挙げられていたり、「殺人」という言葉が使われていました。このまま、講義で使用することには大きな疑問があります。

精神障害の方の動画が音量が小さく、少し聞きにくかったです。内容の部分では、当事者の方のお話で、不当な扱いを受け、本当に辛い思いをされてきたことがとても伝わってきました。利用者に同じ思いをさせたくない、また、よりその人らしい生活を楽しんでもらえるようなサービスを提供していきたいと思いました。これも私の感想になりますが、身体障害の方、知的障害の方のお話を聞く中で、入所施設だから虐待が起きたという風に聞こえてしまう部分があり、頭の整理が必要でした。

| |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当事者の想い、実態、心に響きました。職員にも是非、聞いてほしいと感じました。 |
| ・当事者の方が実名で自らの体験を語るとで、現実味を帯びて見入ってしまいました。当たり前ですが、虐待を受けたあの心の傷は、消えることなく一生抱えて生きていかなければならないと思うと虐待、不適切な対応は重罪だと思いました。 ・内容の感想ではないですが、精神障害者の方の動画の音声が周囲の音を拾い聞き取りにくいと感じました。 |
| 実際に経験されたことをお伺いすることで、身につまされる想いでした。 |
| リアリティがあり、心が揺さぶられる話で背筋が伸びた。大事な話、必要な話だということを前提で、当時のひどい入所施設の実態が実体験を元に語られることで、そのことを知ることは大事だが、入所施設以外の事業所で働いている職員が、入所施設はひどいところだ、入所施設が悪だ（もちろんそういう面もあるが）と短絡的に理解してしまうのではないか心配になった。当時の通所施設でも同じようなことはあったのだと思う。精神障害の方はグループホームでの実体験の話だったので、全体的にみれば杞憂なのかもしれないが。現在の就労系の事業所や児童系の事業所などの方にも、入所施設はひどいで終わるのではなく、自分事として虐待を考えてももらいたい。 |
| この講義は今後も入れて欲しいと思いました。 |
| 内容もとても凝っているもので、大変見やすく、当事者の声を聞くことは重要であると思います。ただ、昔話が少し多かったかなと思っています。現在でも感じられる差別や虐待と思われることなどをリアルに話してもらえたと私たちが今後行っていくべき虐待防止への取り組みが見えてくると思います。 |
| 当事者の声はリアルなものだと思いますので否定できませんが、三者が施設否定派にかなり寄っているので、少々耳が痛すぎるかなと思いました。 |
| 障害者虐待防止法成立まえの職員から受けてきた声、入所施設＝入所施設職員最悪とイメージが強く印象にのこる。1980年後半から入所施設で長年仕事してきた私にとっては、真摯に向かい合ってきた職員もいますよ。と反論もしたいと思う。 |
| 特に一人目の女性の方の話は多くの支援者に聞いてもらいたいと思いました。支援者は自分の支援を振り返る機会となると思います。時間的には30分で十分と思います。 |
| なまなましい意見が聞けて良かった。 |
| 虐待を受けたことは、現在生活が変わってもいつまでも覚えているとてもつらい事だとよくわかるお話しでした。 |
| 普段重度の知的障害の方を支援している事が多く、言葉でお話しを聴く事は少ないですが、それぞれ気持ちに耳を傾け、心情を理解した支援がとても大切だと思いました。 |
| とても大事なテーマ。3本目の動画のインタビュアーの声が聞き取りにくく、周囲の音も入っているため集中できなかった。大事な話なので、もっと聞きやすいようにしてほしい。2本目の動画のように、字幕が入ってもよい。また、当事者の話の前に、ほんの1分程度の紹介か説明があつてもよいかも。唐突に始まる印象だった。 |
| 当事者の方のお話しさは、心に訴えるものがとてもあり、考えさせられました。とても大切な講義だと思います。 |

(共通講義) IV 性的虐待の防止と対応

20件の回答



○「IV 性的虐待の防止と対応」について、感想やご提案がありましたらご記載ください。

オープンドクエーションは色々な場面で使える手法。意識して取り組んでいきたい。予防と早期気づきが大切との事だったが、普段の何気ない行動でもリスクにつながっているのだと考えさせられる内容であった。日々の支援を改めていく必要を感じた。

なかなか手が付けにくい課題で、自事業所の研修でもどのように深堀していくのか等、悩みが多いです。

性的虐待が増加していること、まだまだ発覚していない事案もあるだろうと考えると、独立した項目の設定が理解できます。この他、異性介助について、どのように考えたらよいか、講義で触れていただかずか、グループワークで話し合うかすると良いと思います。(人で不足で同性介助が徹底できていない事業所もあると思います)

なかなか触れてこれなかったカテゴリーで、社会情勢も含めて新たな学びが多かったです。講義内容はとても分かりやすかったのですが、私自身の知識の下地がなかったので、「まあまあ理解できた」にチェックしました。現場レベルでの取り組みとしても一番繊細な部分になると思うので、どのように取り組みを浸透させていくか課題に感じました。

性的虐待については、加害当事者は、されている自覚もなく訴えるすべもないことが多いとあらためて理解できました。職員研修や他者から疑われないような対応と学童期から性的なことをされたら拒否するような事も教えていかなければならぬと思いました。

障害のある方が何倍も性的被害を受けやすいこと、問題が顕在化しづらいことがよく分かりました。生活支援場面では、セクシャルな話も支援情報の共有として話すことがあります。講義でもあつた様に日本の閉鎖的な性についての考え方は根深いものだと思います。生活支援をする上で、性的虐待に関する小さなグレーについて話し合うことも大切と気づきました。

構造化した司法面接など新たな気づきがあった。

少なくとも市町村のカリキュラムにリフラーを入れると良いと思います。

今回の研修で、あえて性的虐待を切り抜いて講義となると思っていました。性的被害は障害者だけでなく、子ども、女性などその被害は多岐であり、被害者の精神的被害を伴う大きな虐待であると感じています。せっかくならばセクシャルハラスメントも含めた被害の防止についてご講義いただけるといいかなと思います。

講師が話し慣れているので聞きやすかったです。時間も30分で十分理解できました。

スライドのケアレスミス「50台→50代」「木をつかう→気をつかう」性的な話をタブー視せず、オープンにしていくこと、これも場や状況をわきまえないと、話すことも虐待につながることもあるのではないかでしょうか。

性的虐待の話はあまり聞く機会がなかったので、勉強になりました。30分以上だと長いかもしれません。

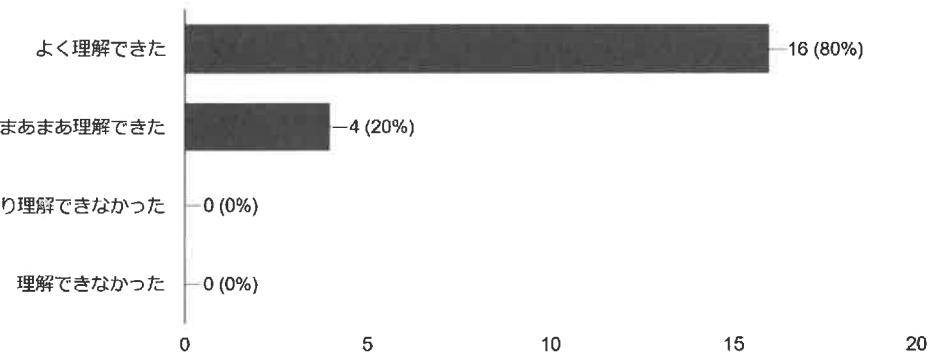
性的虐待はパーセンテージが少ないが、そもそも埋もれてしまっている事が多い事を知りました。現場や周囲で起こっていないか、普段から確認しながら、そもそも起こらない環境を作っていくなければならないと感じました。

本人から訴えづらい内容であるからこそ、全体が意識を高く持っていく必要があると思います。

とてもデリケートな話であり、他の虐待に比べて対応が難しいものもあるため、事例の説明や「司法面接」の紹介は良かった。

(共通講義) V 身体拘束

20件の回答



○「V 身体拘束」について感想やご提案がありましたらご記載ください。

具体的な取り組みや、チェックリストなど参考になった。わかっているようで出来ていない事業所も多いのではと感じた。

身体拘束の概念の部分が、前の講義と重複している部分がありますので、整理が必要かと思います。あと、体幹の維持のためのベルトの着用の説明部分で、ベルト自体は身体拘束だと思いますが、それを行わない時の説明が、尻切れトンボになっていた感じがしました。

身体拘束等の適正化に関する基本的な部分で、理解しやすかったです。手続きの部分で、行政との共有に関しては、上手く機能している市町村とそうでない市町村と差が大きいのかと感じましたが、上手く機能することでの効果が大きいと思うので、事業所側からもしっかりと相談、報告をしていくことから始めたいと思いました。

3 要件の中で非代替性が曖昧な要素が強く、現場でもいつも悩みます。

適正化策を講じた後の効果測定が、分かりやすく現場で共有できる個別の指標を確認しながら行うと、共有しやすいと感じました。

施設コースⅡ-2につながる基本的な部分をわかりやすく説明いただいていると思います。全くの私見なのですが、私はそもそもとしての“身体拘束の適正化”という言葉に疑念をいただいている。3要件等を満たすなど適正的にやれば身体拘束は許されると思う人は少なからずいるように感じています。どの虐待防止の研修も“やむを得ない場合”に時間を割きがちになってしまいますが、それよりも、“身体拘束廃止”“身体拘束は許されない”“身体拘束はしない”といったことをどのように進めていくべきか、少し時間が割けると良いかなと思います。それには、身体拘束がダメと言うことよりも、利用者の権利擁護をどう考えるかに重点を置くことが必要であると感じます。以前当事業所で行った研修では、事業所に鍵をかけることも、利用者が自由に行き来を制限する拘束ではないかと意見が出たことがあります。外部からの侵入者の防止や飛び出して事故につながってしまう安全面からの配慮である一方、散歩したい人、コンビニに買い物に行きたい人などの自由を奪っていると言うことが理由でした。この時は答えは導き出されなかったのですが、おやつと思ったことを考えること、それを繰り返し議論していくことが身体拘束の廃止につながっていくかなと感じています。

講師の話し方は聞きやすかったです。時間的にもちょうど良いと思います。

厚労省の専門官ご講義ということで明瞭でした。

今までの学びを振り返る機会となりました。30分で十分だと思います。

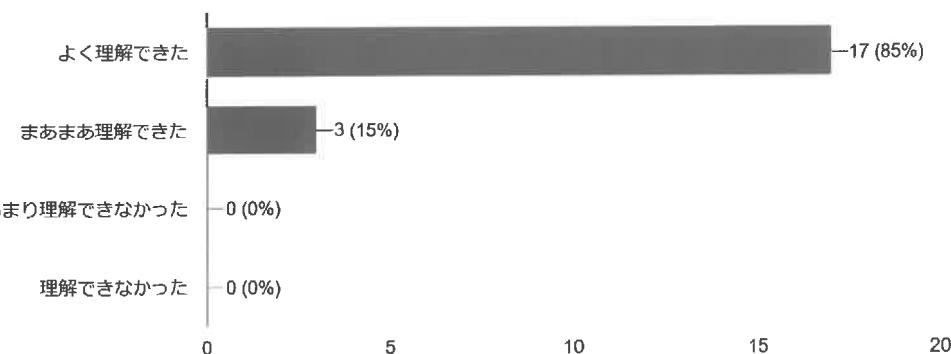
身体拘束については今までもたくさん学んできたが、とてもわかりやすい内容でした。

チェックシートで適切に実行できているか確認できるかと思います。

説明はわかりやすいと思うが自法人は精神障害者が対象であり、身体拘束に該当することが何かよくわからない。そのため、支援の現場で何を留意していくのか結びつかない。

(共通講義) VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～

20件の回答



○「VI 通報の意義と通報後の対応～通報はすべての人を救う～」について感想やご提案がありまし
たらご記載ください。

「通報は全てを救う」そのとおりだと感じた。わかり易かったこともあり、全職員対象に伝えていきたい内容であった。虐待防止の近道は支援の質の向上。わかっていてもそういった視点に繋がりにくいので、権利擁護の視点も忘れずに伝えていく事が大切だと感じた。

通報の必要性は良く理解できると思いますが、事業所の自助解決能力も考えないといけません。何でも通報でなくという部分の説明に苦慮します。

通報を躊躇する要因について、私が関わっているケースに類似しており、通報を躊躇する要因を理解することができましたので、要因を解消できる環境、対応を整備していきたいと思いました。色々なケースを知ると「通報は、すべての人を救う。」とは、まさにそのとおりだなと感じることができます、その感覚を現場と共有することに自分自身の課題を感じました。

虐待事案が刑事罰等にも該当することをよく理解できていませんでした。

～通報はすべての人を救う～の根本をよく理解できました。

通報しなかった時のその後の影響の大きさをよく感じられました。

通報の必要性をわかりやすく理解できました。伝達研修としても伝えやすい内容であると思います。

講師が話し慣れているので、聞きやすかったです。時間的にも問題ありません。

現場感覚での講義、入りやすく、おなかにストーンと落ちました。通報することは、利用者、当該職員を中心に誰をも守ることが分かりやすく理解できました。

通報の意義の大切さを痛感しました。時間的にも十分思います。

ある程度の規模の法人では通報しても匿名性を保てたり、異動などをおこなうことで痛歩当時者を保護することができやすいが、そうでないところでは難しい面もあるんだろうなと思った。

通報の大切さがとても分かりやすい内容でした。一度通報しないことで、様々なエラーに繋がってしまうことがよくわかりました。

また障害のある方や家族もなかなか言いづらい心情がある中で、私たちが適切に動く事がご本人やご家族、職員に対して、とても大切だと思います。

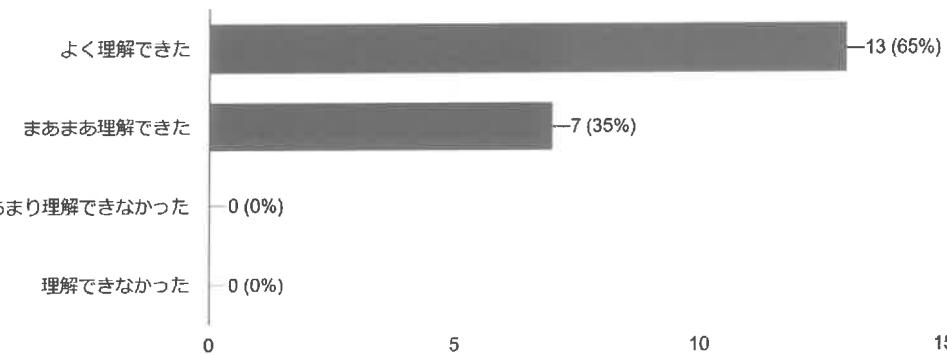
「通報はすべての人を救う」ことの実例が、示されるとよい。やはり通報には様々な葛藤が生じるので、通報のその後、良い支援にしようと取り組んでいる話が聞けると前向きになれるのではないか、と思う

通報の大切さについて、理解ができました。通報の認識は、各法人、各事業所、各職員で大きなズレがあると思いますので、講義を聞くことで改めて通報の大切さを認識してもらえると思いました。

【講義】障害福祉施設従事者コース アンケート

(障害者福祉施設従事者コース) I 法人・事業所の理念と管理者の役割

20件の回答



- 「I 法人・事業所の理念と管理者の役割」について、感想やご提案がございましたら、ご記載ください。

管理者として、どう取り組んでいくべきなのか、とても参考になった講義であった。

管理者には適切な講義と思いました。

良い施設づくりを目指して、利用者、家族、職員の声に耳を傾けて事業所運営していくことが、管理者としての虐待防止の取り組みそのものだと感じました。理念、ビジョンを理解してもらうまでのイメージはできましたが、それを現場の職員がどのように自身の仕事に結び付けていけるか、その方法を試行錯誤していきたいと思いました。

自分自身に不足点が多く、とても勉強になりました。

ビジョンと目的の重要性について、プロセスや意義を具体的に想像して考えることはとても大切なことだと思いました。一支援現場を想定して「why what how」について議論してみたいと思います。また、支援者が求める管理職の役割についても考えさせられました。

内容が社会福祉法人に偏っている気がしました。心配な株式会社など営利法人が運営主体となっているバージョンを強化して欲しいです。

私たちの行うべきミッションは全て理念・基本方針に書かれていると思っています。

管理者向けなので、一般職に響くか？管理者の立場では理解をすすめてほしいところですが、自身にあまり関連がないと聞き流されてしまうかも、と思います。時間的には問題ありません。

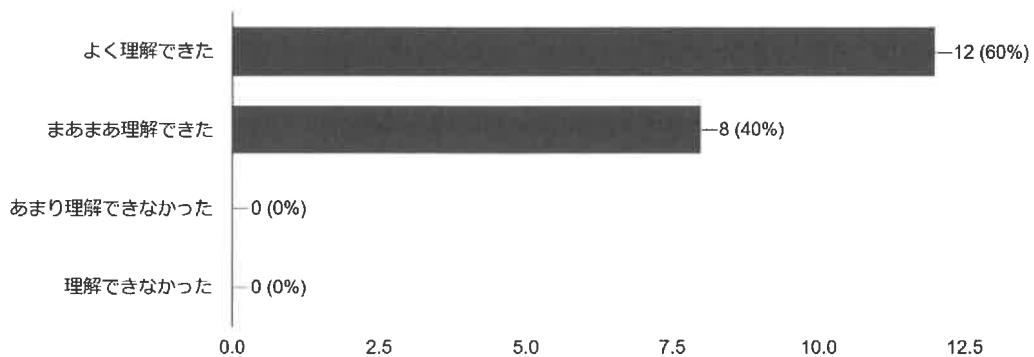
袖ヶ浦の虐待事件から導入されました。時間配分として後半の話がもっと詳しく拝聴したく思いました。

管理者として役割を学ぶことが出来ましたが、欲を言えば、もう少し、長く詳しく聞きたいと感じました。

特に理念、ビジョンがとても大切で現場に浸透され、目的理解が合ったうえでの取り組みが重要であることがわかる内容でした。

管理者の役割、責務が具体的に説明されているのがよい

(障害者福祉施設従事者コース) II 虐待を防止するための日常の取組について①
20件の回答



- 「II 虐待を防止するための日常の取組について①」について、感想やご提案がありましたら、ご記載ください。

実際の取り組みを聞くことが出来て、とても参考になった。管理者やサビ管の仕事も説明してあり、わかりやすかった。

クオリティーアンプループメントの視点は理解できましたが、説明事例がフィットしませんでした。

グループ支援体制の有効性を理解することができました。サビ管更新研修の受講要件が緩和されると持続可能な体制になっていくと感じました。

思考→言語→行動→習慣→性格に繋がっていくこと、とても怖いことだと感じました。逆に、具体的な思考を共有することで統一した支援に繋がることも分かり、結果良い支援に繋がることも分かりました。

講義の最初で「対等な関係」と話していたが、優劣ではない、上下関係ではないともちろん大前提だと理解できるが、大前提とした上で、自分たちの事業所のグレーな事案を検討していく中では、支援者と利用者の立場や役割は違うということを意識しないと、認めないと、無意識に支援者視点になってしまっている、人として普遍的なものである権利に気が付きにくくなってしまうということが見えてきた。「対等な関係」が大前提だが、「対等」という意識が「違い」を気づきづらくさせてしまうように思う。伝え方が難しい。

日常の取り組みとしてシステムチックな内容は大変参考になりました。

講義内容の項目が大きく、わかりやすいです。

事務局長のご講義でした。

時間的には十分理解できました。

よく自法人でも良い支援を行なう事を意識する事が虐待防止や権利擁護にもつながっているという話をしますが質の高い支援を目指す事がとても大切であると改めて思いました。

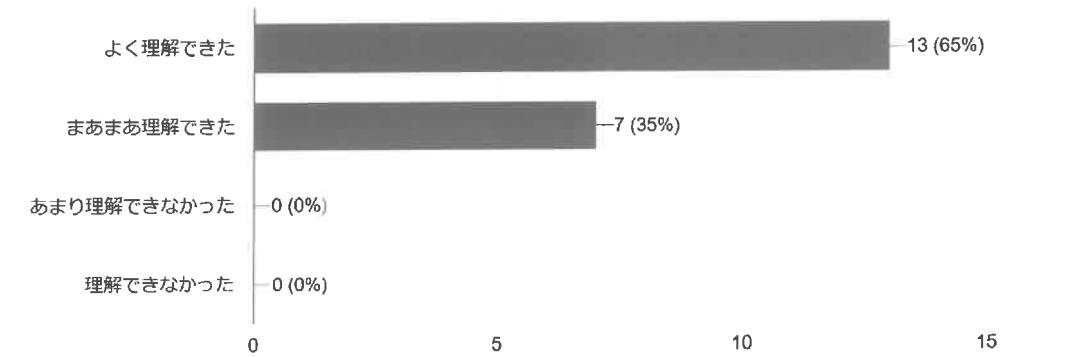
色々な視点から一人の利用者の支援を考えていきたいと思います。と感じた内容でした。

組織的な体制づくりの具体例の提示がよい

(障害者福祉施設従事者コース) II-2 虐待を防止するための日常の取組について

②～身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上～

20件の回答



- 「II-2 虐待を防止するための日常の取組について ②」について、感想やご提案がありましたら、ご記載ください。

チェックリストのデータ化の例など参考になった。チェックリストも繰り返し行うことで、支援員一人ひとりの意識が高まってきたと思うが、始めたころの苦悩や、アンケート結果や実態のギャップなども参考に聞きたいと思った。

事例に基づく掘り下げ方がわかりやすかったです。

事例の内容が詳細で、チームが一体となって取り組んできたこと、その重要性がよく分かりました。また、チームで話し合うだけでなく、その都度、見える化されていることも職員の動機づけになっていたように感じました。また、チェックリストなど現場の振れやすさにも配慮することで、有効な情報を得られることに繋がることが分かったので、工夫していきたいと思いました。

施設では個別の生活スタイルを作ることが難しく一面があることは事実です。

やむを得ない身体拘束に日常的に改善に取り組むことが必要だと思います。アセスメントをしながら改善+選択肢を選ぶことができた事例に驚きました。

現場では悩みもありながら根気強く取り組んだ背景が分かりました。

具体例で示しているので、現場職員には伝わりやすいと思います。

2事例を挙げて下さいましたが、加えていえば経過の中での職員の心情も加味されれば、リスナーに響きやすいと思いました。

伝わっていれば良いのですが？

機会をいただきありがとうございました。

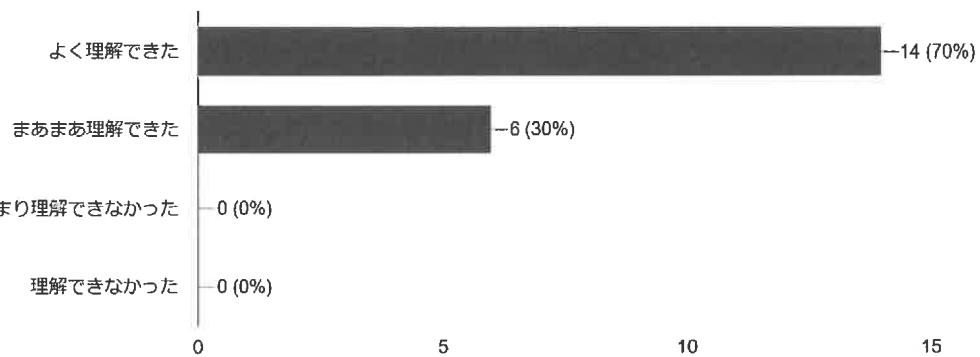
リアルな実践と絡めて、非常に学びになりました。当日のグループワークにも連動していて、尚良かったです。

身体拘束について、(一時性)もっとも短い拘束時間を想定するといった視点がとても重要だと感じました。特に事業所でも足りていない支援なので、最も短く、かつできる限り早くなくす努力をしていかなければと動画を見て思いました。

身体拘束をなくしていくには時間がかかる（4年！）ことに驚いた。このような実践が紹介されるのは良いと思う

具体的な事例があり、身体拘束等の廃止に向けた取り組み等について、とてもわかりやすかったと思います。

(障害者福祉施設従事者コース) III 通報プロセスについて(通報した場合の準備含む)
20件の回答



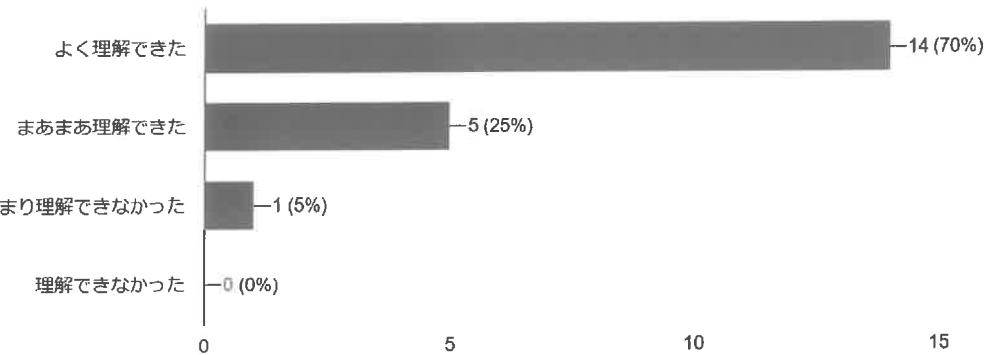
- 「III 通報プロセスについて(通報した場合の準備含む)」について、感想やご提案がありましたらご記載ください。

| |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Q & A 方式で考えさせられる内容でとても良かった。 |
| 講義内容のスキームが統一されていて、とても理解しやすかったです。状況状況で、虐待防止責任者として、求められる行動を事案発生時の流れに沿って整理することができました。 |
| 通報時のプロセスや各人の役割、責任について分かりました。 |
| 通報して虐待認定を受けた後の、課題の発掘や改善経過等の具体的なプロセスを共有できると嬉しいです。 |
| 通報した事業所の管理者が実際の話をすることは何より説得力がある。 |
| 共通講義VIと一本化しても良いかなと感じる部分もありますが、両方の内容を30分に収めるのは難しいと思います。 |
| “虐待かどうか判断できないケースは虐待か否か判断されるまでは、虐待に関わるプロセスを取ることから、当然通報が必要”であると考えています。利用者からの訴え（利用者にとって不利益になる訴え（例えば、「〇〇職員に●●なことを言われて傷ついた」等））による内容が、「そんなことぐらい」とおもう人と、「利用者が傷ついて訴えているのだから心理的虐待になるのでは？」と思う人の差があるなど感じています。通報をしなければいけないと言うプロセスは理解が浸透してきたと感じますが、どこまで通報かについて、まだ差があるなと感じています。 |
| 通報プロセスを学ぶことがなぜ重要なのか、のあたりの説明がもう少し厚めにあるとよいと思いました。 |
| 共通講義を押さえ、プロセスの実際を学ぶ上で整理はできました。 |
| 30分で十分理解できました。 |
| 通報のプロセスは理解しているつもりだったが、具体的にイメージした時にまだまだ足りていない事が多いとだ動画を見て感じました。自分が責任を持ってその後の対応をすることが必要だと強く感じました。 |
| コラムの、自身の通報事例の話はよい。この講義のプロセスの説明自体を、架空の事例で良いので、モデル事例で説明するともっと理解しやすいかもしれない |

(障害者福祉施設従事者コース)

IV障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割

20件の回答



- 「IV障害者虐待防止委員会、身体的拘束等の適正化委員会と虐待防止責任者の役割」について、感想やご提案がありましたら、ご記載ください。

チェックリストやセルフチェックの結果からの、考察や実際の取り組みなどを聞いてみたいと思った。また今後、設置が義務化されている委員会の話しなので、もっといろいろな情報を知りたい方が多いと思う。講義時間が長くても良いと感じた。

他の講義とかなり重複していました。

虐待防止責任者、虐待防止マネージャー、虐待防止委員会、身体拘束等適正化委員会の責務と役割が法人内で上手く浸透しきっていない課題を感じており、講義を聞いたことで改めて自身の中で整理することができました。

職員研修やセルフチェック等が形骸化されていないか、自施設を振り返るきっかけとなりました。研修内容との連動制や年間計画の策定等の大切さを感じています。

大変詳細にまとめられておりわかりやすかったです。

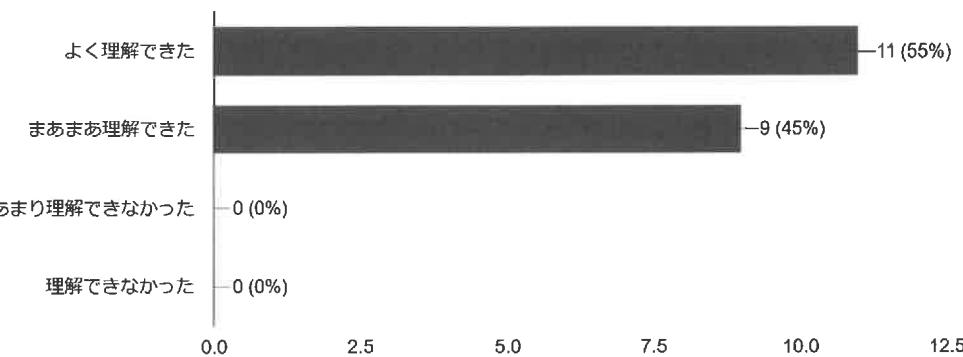
パワポの原稿をほぼそのまま読み上げているので、少々固く、あまり興味を持ってもらえないかも、と感じました。

獲得目標については理解できる水準だと思います。

今まで学んでいたので、30分でも復習として理解できました。

組織的な取り組みを具体的に説明しているのがよい。風通しのよい職場づくり、上司の役割なども

(障害者福祉施設従事者コース) V 虐待防止委員会の実際の運営について(大規模、小規模)
20件の回答



- 「V 虐待防止委員会の実際の運営について(大規模、小規模)」について、感想やご提案がありましたら、ご記載ください。

黄色ファイルの活用は良いと感じた。どんな事をファイリングしているのか具体的に知りたかった。また、個人で管理することによって、どのような変化(支援員の意思等)が生まれたのかも知りたかった。私の地域にも小規模事業所が多いが、なかなか一緒に学びの機会を得ることが出来ない。委員会を開催するまでの経緯も詳しく聞きたかった。

虐待防止委員会、身体拘束等適正化委員会について、フットワーク良く取り組んでいけることも大切なポイントだと感じておりますが、今後、合同設置した場合の動きにくさなどの課題が出てくることを懸念していましたが、情報収集した上で合理化できる部分は合理化して、実効性の高い委員会組織を作っていくたいと思うことができました。

虐待防止ファイルを通称「黄色ファイル」と共通することで、職員間でもより分かりやすい手引きとなつていると感じました。組織で活用することで、虐待防止がより身近に取り組める点がとても良いと思いました。

他事業所の実際の運営方法を聞く手段があまりないため、自事業所のやり方があっているのか不安に思っている人も多いと思いますので、このような形で実践例を盛り込んでいただけると大変参考になります。

具体的な例を挙げての説明なのでわかりやすかったです。半田市の加藤氏の説明の中で、「虐待通報」を「虐待」と言い間違えている箇所がありました。

半田市の取り組みは、参考になり、目指したい取り組みだと思いました。

半田市の実践は事情に参考になりました。

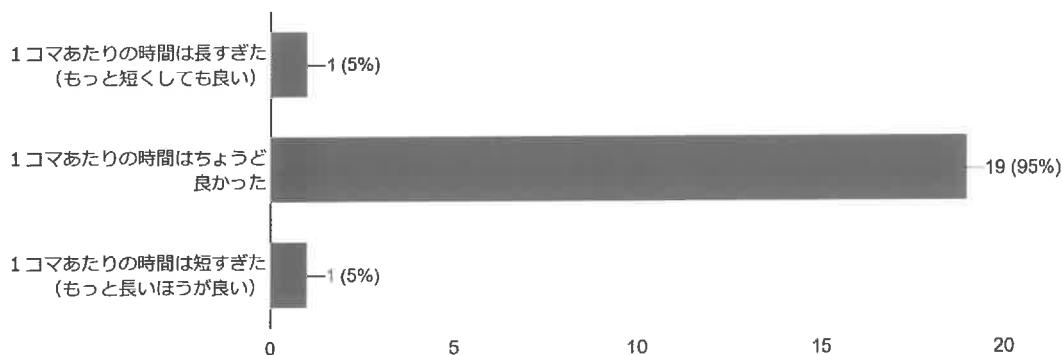
虹の会：仕組がよくわかり、様式の紹介も参考になる 半田市：事業所を超えた取り組み例に驚いた。

事業所や、地域での虐待防止の取り組みについて、実践例が聞けるので、とてもわかりやすいと思いました。

○今回の研究事業において、事前視聴の講義については一コマあたりの時間を全て30分程度の短い時間に設定いたしました。この点について、お聞かせください。

今回の研究事業において、事前視聴の講義について...しました。この点について、お聞かせください。

20件の回答



○共通講義から施設従事者向けの講義を全体的に視聴しての感想をお聞かせください。

長すぎるというコマはなかった。事前視聴を考えると30分という時間は仕事の合間等、有効に使えたので個人的に丁度良かった。もっと聞きたい、知りたいというコマも多かったので、1つの講義内容を2部制にするなどの工夫があれば、より良いと感じた。施設従事者コースの科目はどれも各法人や地域で知りたい、または確認したい内容だと感じたのでとても満足だった。チェックリストやセルフチェックは色々な法人で行っていると思うが、その結果からどう読み取ったのか？実際にどういった対応を行って改善に繋げたのか？などの話もし聞ければより良かった。

まず、重複している部分が多いと思いました。説明と事例がマッチしていて理解しやすい講義と、そうでない講義がありました。 基本的なことになりますが、受講者のターゲットですが、虐待の認識が甘い事業所や職員を対象にショッキングな自邸を紹介したり、犯罪にあたる説明をしていくのか、グレーゾーンの検証などレベルの高い事業所や職員を対象にしているのかの論議は必要かと思います。 私自身は、虐待防止研修で事例を提出してSHELLモデル分析のグループワークを行い、多角的な分析を行い、それに基づく対応策の立案を行いました。 現場で望んでいるのは、「虐待はいけません」ではなくて、「どのようにしたら、もっと良い支援になるか」という教示ではないかと思います。理想を言えば、野沢先生のような講義内容が望ましいと思います。

全体のボリュームを考えると、各講義30分程度の動画というのは調度よかったです。また、カテゴリーが細かく分かれていることで、重要な部分を他のカテゴリーで再確認することができたので、理解の定着に繋がりました。

どのコマも30分と短く、最後まで集中して視聴できました。また、どの内容も講師の方の実践の取り組みが多く示されており、平易な言葉で大変分かりやすい内容でした。

動画内容が短いセクションで、内容が具体的でとても視聴しやすかったです。 動画数が多いこともあり、各動画の関連性が分かるとさらに学びが深まると思いました。 内容はとても充実していて、深い学びとなっています。 明日、よろしくお願ひいたします。

移動時間など、隙間の時間で視聴できたので良かったです。

今後もこのような形で事前視聴という形であるならば、30分という時間の区切りは、ちょっとした時間の空いた時に視聴できるのでとても良い時間であると思います。オンラインで研修を行って

いる会社（スペシャルラーニングなど）は、さらに各コマの内容を細かく、もっと短くしていますが、アーカイブとしてずっと確認できるようにするならば、このような形でも良いかなと感じます。全体的にわかりやすかったと思います。各コマが30分なのがちょうどよい長さでした。現場の事業者、大学教授、弁護士、公務員とそれぞれの立場で障害者を虐待から守ろうと熱く語っているのに、当事者たちはバッサリと、提供してきた福祉を否定する…。この構図を受講者の皆さんがどうとらえるのか、意見がわかるところかなと思いました。考えさせられるものがあります。受講対象者にもよるとは思いますが、事前視聴は講義内容によって長短希望が出てくると考えられます。平均20分程度が良いかもしれません。対象者ということでは、過去のデータからも、うかがえますが、若いキャリアの浅い職員よりも、むしろ昭和の時代つまり虐待防止法施行前に従事してきた法人幹部、管理者がこの研修を必須にするべきだと考えます。私自身も古い誤った感覚を変えてクリアにしていただくために今回受講希望させて頂きます。野澤先生の自転車走行と同じです。勉強し続けなければ良い支援、運営にはつながりません。積み上げていくのは時間がかかりますが、落ちるのは一瞬で落ちる怖さがこの仕事にはあると実感しています。研修楽しみにしております。よろしくお願ひ致します。

自分で区切って視聴できるので、一つひとつを理解して視聴できた。

6時間を一気に視聴しましたが、一コマがこれ以上に短いと理解は浅くなる気がしました。私としては30分はちょうど良いと思いました。とても学びになりましたし、全国の支援者が気軽に視聴できると理想だと思います。

テキスト量が多い。もっと図式化するなでして視認性を高めてほしい。表示されたテキストを読んでいる方もいるので伝える工夫をしてほしい。

動画が短い時間だったので、色々な時間に視聴する事ができるのでとても良いと感じました。またこのような研修ではなく、普段から視聴できると現場で働く職員もうれしく思うと感じました。

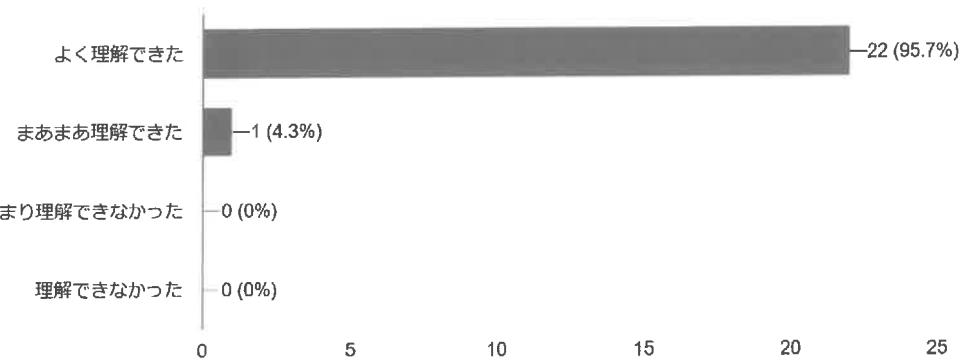
虐待防止への取り組みの蓄積から、虐待事例や虐待防止委員会の運営など、具体例がたくさん盛り込まれているのは理解しやすい。通報義務は、意義は十分理解していても、心理的なハードルは高いと思う。虐待通報後の事業所の取り組みや行政の対応の事例紹介があると、少し安心感が持てるのではないか。施設側からは、通報先である行政（市）の動きが全くわからないので、行政の取り組みも知る機会があるとよいと思う

1本の時間は短くて、とても見やすかったです。少し、見るべき動画の本数が多いかなと感じました。

障害者福祉施設従事者コース モデル研修 演習

「虐待が疑われる事案への対応（講義と演習）」について

23件の回答



○演習「虐待が疑われる事案への対応（講義と演習）」について、感想やご提案がありましたら、記載してください。

個別ワークの設問を変えれば研修の対象を色々設定可能になり、今後の可能性を感じました。

わかりやすい事例でした。映像が効果的に使われたことでイメージがより共有でき、演習も効果的に進むと思います。ワークについては、場面①と②に分けられていたことはストレスにならず良かった。ワークシート項目については、場面①の②と③が一緒に話し合いがちになることもありました。場面②の項目については適切で整理しやすいと思いました。

ロールプレイを通じて通報の意識や事業所の立場の葛藤を管理者向けに実施する必要があると感じた。今回は委員会としての判断がメインであったが、発見者の立場での初動については従事者研修にとっては重要であるため、2パターンあっても良いのかと思いました。

①虐待発生時のサビ管への報告・通報について（サビ管があまり積極的ではない場合）

②今回のケース

映像を使った演習はわかりやすく、特にグループワークの導入として行っていくと、グループの緊張も緩和され良かったと思います。設問に関してですが、ワーク① - ①「こういった事～」との記載内容ですが、通報そのものに対する問ならば、単純に「虐待通報をしたことはあるか」と聞いた方が分かりやすいかなと思いました。また、この映像を見て課題を抽出させるならば、単純に「この映像を見て課題となるところはどこか」などの問でも良いかなと感じました。場面① - ②、③については、良問であると思います。ワーク②については、「グレーゾーン」や「小さな出来事」についての事業所での統一が図られているか、理事長の発言のように「こんなことぐらい」として捉えていることはないか、確認している設問があると良いと思います。

映像を見ながら意見交換が活発にできると思います。マネージャーさん達が予定調和にならずに本音も出せるのではないかでしょうか。

動画があり、とてもわかりやすかった。会場にもよるが、字幕が下部で見え難かったので、上部に移動すれば大分見やすくなると感じた。

通報するまでのプロセスは理解できても、一緒に働く職員の事を考えると躊躇ってしまう法人もあると思うので、通報後のその後の流れや虐待してしまった職員への対応なども事例を通して学べればと感じた。

市町村窓口コースもあるが、施設側と市町村側で虐待に関して認識のズレを感じる事があった。施設管理者コースと窓口コースの受講者でグループワークする機会があれば、共通理解に繋げられると感じた。

動画で場面を提起するのはとても分かりやすく何をワークすればいいかも明快であった。

ただ、加虐をした方の言い分も当人役の方から伝えた方が分かりやすいと思った。

動画視聴することで場面の想起がしやすかった。加虐者の役者もいればより伝わった。

事例の内容として、リアリティがあり、どこにでもありそうでまた、悩んでしまう案件だったので、題材としてとても良かったです。動画があったことで、事例をよりイメージしやすかったです。当日の課題のレジュメの内容は、どのようにも変更は可能と思いますが、今回はこれで良かったと思います。是非、多くの職員に体験してもらいたいです。

動画の内容は起こる可能性のある事案なのだろうと感じました。今回のケースは事案が上がった状態ですが、現場職員が虐待を疑われる場面を見てしまった時の対応なども事例としてあっても良さそうだと感じました。多くの職員が、周囲でそのような事案が起きた時に言えない、自信がない、という思いで虐待が見過ごされてしまう事もあると思います。

通報に関しては発見者のみでなく、組織で決まっている通報の手順がある所もあるため、責任者は必ず責任を持って、判断する事が求められる大切な役割だと改めて感じました。

ワークについての感想です。

・内容についてはわかりやすく、とても大切な視点であると感じます。また自事業所について考えながら参加できるので研修が終わった後からの実行についてイメージが沸きやすいです。

・アンケート①(演習1)

①虐待の認識がズレている事はあまりないと感じました。認識はない所にとっては必要な事かと思いますが、ほとんどの施設で認識があるような内容か思います。

②、③は個人的にはとてもワークで必要な内容かと思いました。

・アンケート②(演習2)

②、③についてですが、②の重要性の理由が③にあると思います。他の考える視点があれば、②③をまとめて追加しても良いのではないかと感じました。

・演習3

動画内ではうまく事が進みましたが、実際は難しい場所もあると思います。

組織全体が正しい認識を持っている事がとても重要であると認識できました。

グループワークでは、事案をもとに自施設の振り返りができました。

自施設で虐待通報案件があり、緊張感や逼迫した状況等具体的なイメージをもって演習に取り組みました。虐待防止委員会の場面では、それぞれの責務によって発言内容が異なっていたことが良かったです。

通報案件発生時、通報が必要なのかどうか迷う場面について、両方の立場から議論する場面があると、実践的な事業所の判断場面に繋がると思いました。

神奈川県からの委託で、数年虐待防止研修の演習講師をしています。ここ3年程、虐待事例に対して構造分析を行うためにSHELLモデル分析法を取り入れています。P(利用者)、m(管理者)もいれてそれぞれ要因分析を行い、さらに自事業所で研修が行えるよう立案までグループワークを行っています。

今回の動画では理事長と事務長が自身の非を改めましたが、もし施設長とサビ管が負けて、通告しなかったと想定してSHELLモデル分析を行い、その後の影響(職員が出席者に対する不満が増大して事業所が崩壊してしまう)を話し合うと良いと思いました。

虐待防止については、私の勤めている事業所では全職員対象で年に一回研修を実施しており、どういう事が虐待にあたるのか?虐待を発見した場合の対応はどうするのかを知っています。今回この研修でグループワークをして、皆さんの話を聞いてとても学ぶことができ、これを自分の職場にも活かして利用者様が安心して生活していただけるグループホームにしていきたいと思いました。

実際に委員会開催場面から、自分の事業所に置き換えて振り返ることで、今の自組織の状態像が明確になって良かった。また、グループワークで他事業所の取り組みを知ることで自組織に生かしていくけるヒントになった。

虐待通報までのストーリーがある中で、取るべき行動を良い視点、悪い視点から確認することができました。一方で、もう少し受講者にどのように行動するべきか考えてもらうグループワークでも良いかと感じました。例えば、虐待が疑われる状況を発見した職員から虐待防止責任者に報告が挙がるまでのストーリーに留め、「初動対応」「通報」「通報後の対応」という場面で、どのように対応するか、気を付けるポイントはという視点でのグループワークも良いかと思いました。

事例を挙げての演習だったので、受講者はリアルに感じると思いました。映像があったのもよかったです。ここ数年の受講者の層に現場で触れていると、このくらいリアルかつ分かりやすい内容でないと、研修にただ参加しただけで流されてしまうと思います。

動画は、登場人物のやり取りのを通じて、制度の説明や管理者(理事長)の心理的な葛藤などが表現されていて、理解や共感しやすいと思った。ワークシートの設問に関して、全体としてよいと思うが、シート②の問②は、少しわかりにくいと感じた。字数が多いせい?問い合わせの意図は理解できる。

具体的な場面をみてからのグループワークはとてもわかりやすかったです。議論からスタートすると、そもそも通報なんて考えたことすらない事業所があれば、通報するかしないかの議論が始まってしまいますので、通報した場面からのスタートは意識化できると思いました。ワークシートの項目については、立場によってアリティが変わると思うので、例えば支援員(経験年数や役職で細分化も)、虐待防止委員、管理者で項目を立場に合わせて、少し文言を変えるなどするといいかもしれません。

ワークシートの場面①、②の質問だと「ある」、「なし」で終わってしまう可能性があると思いました。細かな事になりますが、グループワークのメンバーの中に必ず身体障害系サービスを提供している事業所職員が入っていると通報経験があり、通報経験がない事業所の参考になると思いました。頭がクリアな方は、すぐに当事者から通報するとの事で、その前に、職員の方で通報するようにしているとのことでした。

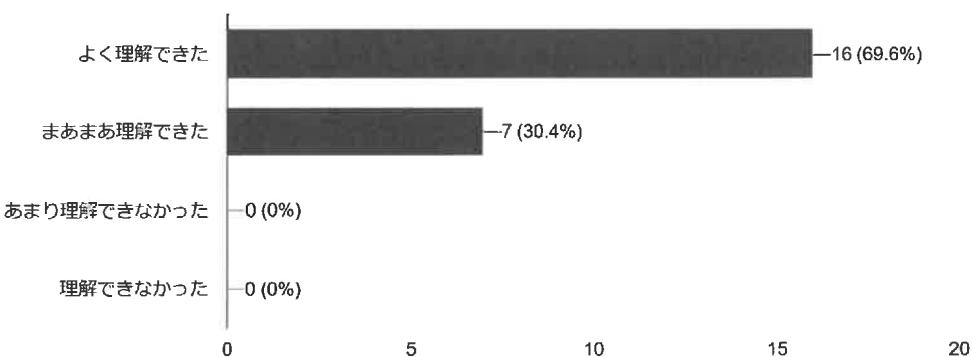
通報について、演習のように理事長などトップの方が、「これぐらいは…」との考え方や、そもそも虐待について認識が乏しい法人などもあると思います。改めて、通報の重要性や、今の自法人の虐待や通報についての認識が確認できること、もしトップの認識がズレている、変わらないようであれば、他の職員が行動を起こすを考える機会にもなると思いますので、とてもいい演習だと思いました。

②-②「理解していますか?」「どのくらい理解していますか?」というオープンクエスチョンのほうが答えやすいように感じました。①-②は正直に答えるのに勇気がいりました。(私の性格の問題かもしれません)。もう少し柔らかな聞き方だと答えやすいかもしれません。よい案が浮かばず申し訳ありません。

何よりも通報の重要性を再認識しました。理解していくながらも、なかなか出来ない難しさもありますが、通報は全ての人を救うを、大切にしていきたいと思いました。

「身体拘束適正化委員会の運営」について

23件の回答



○「身体拘束適正化委員会の運営」について、感想やご提案がございましたら、記載してください。

家族の立場になったロールプレイは、とても良かった。同意を取る側としても身体拘束を行うことの負い目を感じざるを得ず、身体拘束がいかに権利を侵害する行為か実感できます。3要件が揃っても、安易に身体拘束という選択をしないためにも、この研修は、色々な対象に有効と考えます。

ロールプレイの配役設定（配役決め）は10分も不要ですぐに決まりました。今回は、受講者は経験値の高い方なのでなんなり決まりましたが、実際は時間がかかるかもでしれないです。配役を変えて2回実施するのはいろんな立場になり効果的か。ロールプレイを最初の方でやり、後半の振り返り、まとめのお話がある方が効果的に話が入る。実感させるかもしれません。

自事業所でも身体拘束の説明は、比較的さらっとてしまい、あまり家族の葛藤などに触れてこなかった部分もあったので、今回の講義はとても自分の視点を変えるきっかけになりました。どちらかと言えば施設の方が立場が上になりがちで、預かってもらっているという家族の想いが出がちな部分を理解するという意味でも大切な演習かと思いました。

ロールプレイは、特に家族側の立場を理解する上で非常に有効であると感じます。配役⑤の任意の参加者については、第三者（オンブズマンや相談機関等）がやはり良いのではないかと感じました。

視聴アンケートにも記載しましたが、「身体拘束はしない」が大原則だと思います。後半部分のワークにあった車いすへの拘束や介護衣の着用については、当たり前として捉えてしまっていることも多く感じます。そのため権利擁護の視点に立ち、常に考える機会をそれぞれの事業所で設けることは重要であると思います。

リアルかzoom会議かによりますが、久しぶりなロールプレイを見て、やはり効果があると感じました。時間配分15分は少し厳しそうです。

ロールプレイを通して学ぶことで、より理解が深まったと同時に、家族側の想いも感じる事が出来て良かった。

ロールプレイ前にYさんのアセスメントシート等あれば、より具体性のあるロールプレイが出来たと感じた。家族を演じる方に、家族の想いを別紙で配布することで、よりリアルなロールプレイが出来ると思う。実際に反対する家族は少ないと思うが、なかなか承諾を頂けないというローブレを体験することで、利用者さん本人や家族への説明など、より丁寧に行うべきだと再認識する機会になると思う。

理解できたがロールプレイをやってみて難しさを感じた。

実際にロールプレイできたのはよかった。難しさを感じた。

事前動画のケースと連動していたことで、より学びが深まりました。ロールプレイの時間は短くも感じましたが、意図を事前に把握していたので、これ以上時間を長くする必要はないとも思います。

ロールプレイを通してご家族の気持ちを実感することは大切だと思いました。

ロールプレイの設定として、ご家族が反対することはサビ管、支援員には伝えない方がリアルな実感になると思いました。

おそらくこのように対応出来ている法人は少ないと想いますので、やり方を学べることは大きいと思われます。

ロールプレイについて、実際に家族の立場にも立ち、心情を考える事ができたので、身体拘束をなるべくしてはいけない気持ちになりました。どうしても手段がみつからず、やむを得ず一時的の期間や時間、本当に他に手段はないかといった事を改めて確認したいと思う内容でした。

同意を得ることについては、今まで保護者からは特に疑問もなくサインしてくれている方が多かったです。が、改めて、お伝えの仕方などを考えていくたいと思います。

なぜ5か月経ったあと行動が強化してきたのかの背景がわかると面談での一つの伝える内容や1か月で解除する理由に繋がるのではないかと思いました。

身体拘束の同意書は説明をすることの方が多い、家族側の立場を経験させて頂いたのはとても貴重でした。家族が提案に対して疑問に思っても質問できない、話せない状況があることがよく分かりました。普段の説明でも、そういった背景があることをふまえて説明したいと思います。

ロールプレイの事例では、他傷や自傷の程度等3要件が伝わる内容も追加して頂けると分かりやすいと思いました。

ご家族の理解を得るには、入所してからどれだけご本人のことを良く見てくれているかをわあ買っていたしたこと、色々工夫したけれどどうしてもトラブルが発生してしまい対応に困っていること、今後も改善策を探っていくこと、どのように暮らしていただきたいという将来像を描いていること、だが現在のトラブルを回避しなければならないこと、これを誠意を尽くして説明する必要があります。

大上段に「身体拘束」ぼ説明をしては、家族は頑なになるに違いありません。10分という設定は短かったと思いますし。その後の解説で、上記のような説明があっても良かったかなと思いました。

拘束をするということはその人の尊厳を奪うことになります。その人らしい生活を送っていただく為には、安易に動けなくすればいいと考えずに、どうすればいいのかを色々な視点から考えて解決することが大事だと再認識することができました。

実際に身体拘束の同意書を取るための場面、ロールプレイを通して、それぞれの立場でどう伝えていくか、保護者側の立場も体験することができ、今までの自分の伝え方も含め、振り替えることができた。モデルとしてどのような進め方、伝え方が有効かの事例があるとよりイメージがつくと感じた。

ロールプレイで家族の役割を演じたことで、三要件の審議において、非代替性や一時性の部分を幅広く議論すること、また廃止、緩和に向けた取り組みの重要性を理解でき、利用者の権利擁護に繋げる整理ができました。また、都道府県研修で再現しやすい内容だと感じました。

集合型の研修であればロールプレイはわかりやすく、参加している感があるのであります、オンラインだと難しいと思います。実際にロールプレイの場面では、どのグループも盛り上がっていました。研修、特に演習は集合型で行う場合は楽しむ要素があったほうが虐待防止研修に対する苦手感が軽減されると思います。

- ・ロールプレイは難しかった。工夫して2回実施するのは学習効果が高まると思う。ロールプレイの後に、家族へ説明する際の留意点など、ポイントの解説があると、さらに理解しやすいのではと思う。
- ・身体拘束解除に向けてのワークは、グループワークでたくさんの工夫や支援方法を共有する機会になれば、とてもよい時間と思う。

身体拘束の説明、ロールプレイでの気づきがとても大きかった。説明する側になると「身体拘束」「行動制限」という言葉を口にする時に非常に心苦しくなり、受ける側になると施錠やカギという言葉に恐怖や心配が湧いてきました。普段の説明の取り交わしが、関係性や信頼に甘えて、了解を得ていていることを実感しました。グループ内の事業所はほぼ全員のメンバーと取り交わしている（取り交わす必要がある、そうせざるを得ない）ということでしたが、改めてその重さを実感、必要最小限にと考えさせられました。とてもいい経験でした。

ロールプレイでは、それぞれの立場からの視点が分かる意図と説明手順や内容の確認等、必要だと理解できました。

拘束の根拠となる事例内容の3要件についても深掘りする必要があるのではないかと思おもいました。

身体拘束についての理解、身体拘束適正化委員会の運営方法の説明があり、自法人で進めていく上のヒントがたくさんあり、よかったです。

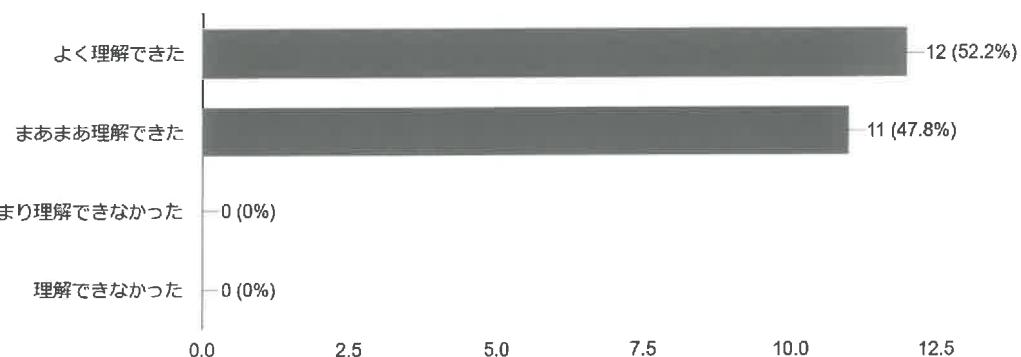
家族から身体拘束の同意を取りロープレでは、これまでこのような経験がなく、説明を行うことがとても難しかったです。ただ、ロープレを行うことで、家族の立場を理解でき、ていねいな説明が必要であることや、身体拘束を行う上で、法人内、事業所内で、慎重な議論が必要であることを改めて気づくことができたと思います。ロープレは効果的だと思いました。

とてもためになったロールプレイでした。

実際に身体拘束をする際に、本当に3要件が確認出来ていただろうかと考えさせられました。演習でも実際にご家族は施設側からの提案であれば、比較的了承いただける方が多いかもしれないが、自分達が逆の立場になった時、また強く望まれないご家族への対応など課題がみえました。あらためて法人全体で適正化委員会のありかたを考える必要があると思いました。

「虐待防止委員会と責任者の役割（講義と演習）」について

23件の回答



- 「虐待防止委員会と責任者の役割（講義と演習）」について」について、感想やご提案がございましたら、記載してください。

委員会運営にあたってのたくさんの技術的な内容で、参考になりました。虐待防止委員会以外にも組織運営の参考となります。もっと具体例を織り交ぜていただくと良いと考えますが、全体のボリュームが多くすぎる所以修正をご検討ください。

全体を通しての意見記載欄が無いので、ここに書きます。通報を支援改善のきっかけとし、通報を促しています。今後、通報した後の事業所の支援の立て直しの道筋、モデル、などを何か皆で共有できると良いと思います。参加させていただきありがとうございました。

当法人の理事長の講義でしたので、聞きなれた用語もあり入りやすかったです。周囲の受講者の反応や空気感から、私自身の当法人で働き始めたころを思い出しました。受講者側の獲得スキルによって顕著に差が出て、意見も分かれると思いました。マネジメント的な仕事の意義を大きく認識している人にとっては、おそらくもっと深く拝聴したいと思われるでしょう。反面、長く福祉業界に携わってきた職員によっては拒絶反応を示す人もいるかもしれません。講義最後の質問者の質問内容からも推察できます。方向性、内容は間違いないしどうところです。受講対象者構成にもよりますが、受講者（聞き手）の受け止め方も大事になるのでかみ砕く必要があるかもしれません。

演習の全体的な感想として、今回のモデル研修の演習受講者は、比較的経験値のある方ばかりのようなワークだったので、司会進行等スムーズに進んだと思います。今後の受講対象者によりもよりますし、ファシリテーターも配置されると思いますが、演習の進行司会等の配役の占める役割が大きいと考えます。今回のようにあらかじめ指定していくのは良いかと思いました。

とても重要な、かつ組織として人材育成を高めていく上でも重要な知識だと思います。ただ、高橋さんも話されていましたが、この話を自分たちが十分に理解して、研修に組み込むのは少し難易度が高いと思いました。自事業所への導入に向けてまずはもう一度今回の話を振り返りつつ、実践を通して話をできるレベルになれるように研鑽したいと思います。

管理者としての立場としての受講だったので、気づかされることが多く、多くの学びを得られる講義でした。ただ最後の質問でもありましたが、これを伝達するにはかなり難解であるかなと感じます。どちらかというと、企画運営の内容であるため、管理職研修やリーダー層研修向けの内容であるかなと思います。表題が「虐待防止委員会と責任者の役割」となっているので、内容をもう少し簡潔にし、ロールプレイ等で実践的に運営を学んでいくほうが良いのではないかと感じました。

意図やゴールをイメージして企画をマネジメントすることは虐待防止委員会に限らず大事な視点と再認識いたしました。県では、講義を少し工夫しないと林さんはどこにでもいるわけでないので、講師によっては、頭に入りづらいかもしれません。後半の部分は水平展開しやすいかと感じました。

研修という事を踏まえて考えるととても為になる講義であった。しかし、伝達研修という事を考えると、研修の内容は理解できたが、自分自身が実施出来ていないことを伝える不安はあるし、理解してもらえるように伝える自信がない。虐待防止委員会が義務化されたことで、ただ委員会を設置したという法人が多いと思われる所以、その委員会で具体的にどんな事を話し合っていくのか？どんなことを協議していくのか？チェックリストを集計し、どのように活用していくのか？など、より具体性のある内容でグループワークを行うことも、義務化初期段階では伝えていく大切な事だと感じた。

実際に委員会を回すのにどのようなことをすればよいかの示唆が多くあった。メンバーマネジメントの部分はロールプレイがあるとともに分かりやすかったかもしれません。

とても得るものが多い演習だった。メンバーマネジメントの部分にロールプレイがあるとより臨場感出たと思う。

ロールプレイなどを行った後だったので、少し、会場全体が疲れている感じにも見えましたが、講義の内容として、虐待防止に寄せ過ぎず、広い視野で捉えることができるとしても良い内容でした。

もしかしたら難しい内容になるのかもしれないですが、このような内容を法人の中できっちりと運用できることで、虐待のみではなく、基本的な支援、業務の質の向上に繋がっていくと思います。少なくともリーダークラスの職員がこの内容を理解して進めることで支援員との連携が取れやすくなると思います。

普段から聞いている内容のため感想は特にありませんが、組織が目的を達成するためにはマネージャーや先輩職員が持っている知識やスキルとしてはとても必要なことかと思います。

マネジメントの手法や職員育成について、具体的で興味深かったです。虐待防止や権利擁護を推進をする際、支援が滞ってしまったり書類記載だけで形骸化する場面、進捗確認のみで終わってしまう場面に悩むことがあります。情報を皆で共有すること、見える化する大切さが分かりました。時間が少し長かったので、演習や意見交換の場があると助かります。動画視聴から演習まで、研修を受講させていただきありがとうございました。とても勉強になりました。

沢山の資料、ありがとうございました。Will、Can、Mustは早速使わせていただきます。講義内容全般は、管理者に聴かせたいと思いました。

マネジメントについてはとても勉強になり、周りをよく観察して、積極的に職員とコミュニケーションをとっていこうと思いました。

委員会を組織として継続的に運営していくための必要な具体的なノウハウを学ぶことで自組織でどう生かしていくかイメージを持って受講できた。組織全体に虐待防止委員会としての役割を浸透させていくこと、職員一人一人が虐待防止について自分事化していくためのマネジメントを実践していきたいと感じた。

管理者、虐待防止責任者として、利用者・家族の声を聞き、職員の声を聞き、アセスメントから目標を設定して、より良い施設へ向けてマネジメントしていくことが、虐待防止、権利擁護に繋がっていくと理解しました。講義の中で、ひとつひとつを理解することは、ある程度できましたが、それぞれを関連付けて構造的に理解するには私自身は難しかったです。何度か繰り返し聞いていく、またやってみることで理解が深まっていくように感じました。

会議を効果的に行い、究極的には虐待をなくしていくために欠かせない内容の講義だったと思います。しかしながらこの内容とボリュームを十分に理解し咀嚼したものを都道府県レベルの研修で伝達していくことは困難です。国研修の演習で、今回の内容と160分という時間を使った意図が正直理解できませんでした。現場で受講者の幅広い層に接していると、

この講義を理解し、かつ実際に生かせる受講者はまずいないと思います。今回のモデル研修の受講者はなかなかのレベルの層だったと思いますが、それでも情報量にアップアップしている感が伺えました。演習的な要素もあまりなかったので、国としては演習することの効果をどのように狙っているのか、伝わってきませんでした。もちろん私の理解力が乏しいのも理由といえます。

講義内容は興味深く、参考になったが、情報量が多いため、自分の理解力では十分に咀嚼できていない。テーマから、①虐待防止委員会が機能するための要素やプロセスと、②そのための責任者の役割（マネジメント）の学習だが、「責任者」とは、虐待防止委員長・施設長・管理者、誰を想定しているのか？ 全ての責任者・管理者が対象なのか？ 委員会の運営プロセスと責任者に必要なマネジメントのポイントを、講義として分けてもよいのではと思った。

僕はとてもためになりました。虐待防止に限らず、自身の仕事の進め方やプロジェクトの進め方など参考になることもたくさんありました。ぜひ、協議会の運営に役立てて行ければと思います。ただ、研修に参加する方の中には抽象的な説明が苦手な人も結構いるような実感があり、抽象的な説明から具体的な部分、この進め方だと「虐待防止委員会」や「虐待防止研修」について知りたかったといった反応が多く出るのではないかと感じました。本質を説明いただいているのに、気付いてくれないような気がします。常に「虐待防止委員会」に沿って説明した方が、そういった方にはわかりやすいのかもしれません。

虐待防止委員会だけではなく、他の仕事にも共通する内容でした。虐待防止委員会の形骸化を防ぐためのグループワークは、振り返ることができ、あらためて考えることができるとしても良い機会でしたが、ワーク後に成功している実践例を教えていただいたうえで、なぜ成功したのかを説明してもらった方が受講者は理解しやすいのではと思いました。

実行力、マネジメントの方法など、これまで学んでこなかったこと、意識してこなかったことを学ぶことができ、これができたらとてもいい組織、チームが作れると思いました。ただ、1回の研修では理解が追いつかず、実践するには、継続した学びと練習が必要だと感じたので、フォローアップ研修のような形で何回か続けて研修があるといいと思いました。また、会場で質問もありましたが、自分が地域に持ち帰り伝達できるかというと自信がありません。（私の能力不足もあるかと思います。すみません。）虐待防止委員会の運営等について、もう少し現場よりのお話したり演習だと、地域で研修に参加した方も、すぐに法人や事業所に持ち帰って活かせるのかなと感じました。

講義の内容は一つ一つとても明確にわかりやすかったです。同様に今回の研修を伝達すると考えた時に、独特な言葉や説明の難しさを感じました。

④障害者虐待防止指導者養成研修（国研修）プログラム案の提案

検討委員会による検討を踏まえ、今後の障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修については、共通講義およびコース別研修の講義部分をすべて事前視聴とすることを提案する。また集合形式で行う研修についてはコース別の演習のみとし、今後の国研修は「独自プログラム」を設定した上で、厚生労働省による最新行政説明や話題となっているトピック、他分野の虐待防止に関する講義、実際の場面で障害者虐待として取り扱うべきか判断に迷う事案について意見交換を行うグループワーク等を設けることを提案する。

なお、演習については、実際に都道府県で実施するにあたってのポイント解説が必要ではないかとのモデル研修における知見を踏まえ、本研究で設定した標準的な時間に、解説の時間を加えて、国研修では実施することを提案したい。

【国研修独自プログラム】

| | |
|-----------------------------------------------------------------------|-------|
| 講義① 厚生労働省による最新行政説明・都道府県虐待防止研修に期待すること | 60 分 |
| 講義② 他分野の動向を知り、認識の幅を広げる講義 ※その年のトピックを取り上げるもしくは児童、高齢者等他の虐待防止分野に関する内容等 | 60 分 |
| 演習① 判断に迷う虐待事案に関するグループワーク・意見交換 | 90 分 |
| 演習② ワールド・カフェ形式による都道府県情報交換 | 60 分 |
| 演習③ 都道府県研修実施に向けてのキックオフミーティング | 30 分 |
| 合計時間 | 300 分 |

【自治体コース演習】

| | |
|--------------------------------------------------------|-------|
| 養護者による障害者虐待対応（標準カリキュラム 180 分） ※演習の解説 30 分含む | 210 分 |
| 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待対応（標準カリキュラム 180 分） ※演習の解説 30 分含む | 210 分 |
| 合計時間 | 420 分 |

【障害者福祉施設従事者コース演習】

| | |
|------------------------------------------------|-------|
| 虐待が疑われる事案への対応（標準カリキュラム 120 分） ※演習の解説 20 分含む | 140 分 |
| 身体拘束適正化委員会の運営（標準カリキュラム 120 分） ※演習の解説 20 分含む | 140 分 |
| 虐待防止委員会の活性化（標準カリキュラム 120 分） ※演習の解説 20 分含む | 140 分 |
| 合計時間 | 420 分 |

5 検討委員会実施状況

【全体会議】

○会議開催日

第1回 令和4年9月5日(月) 17:00-19:00

議題：検討会の位置づけと今後の進め方について

第2回 令和4年11月10日(木) 19:00-20:00

議題：(1) 見直しカリキュラムの確認

- ①共通講義 ②自治体コース 講義 & 演習
- ③施設コース 講義 & 演習 ④演習共通講義

(2) スケジュール確認

- ① 講義事前聴取について
- ② モデル研修の見通し
 - ・会場 東京都育成会本部 (30人程度可)
 - ・開催時期 1月下旬～2月中旬
 - ・参加者 対象と募集方法

第3回 令和5年1月9日(月) 15:00-16:00

議題：(1) 見直しカリキュラムの確認

各講義内容の仕上がり状況の確認

(2) スケジュール確認

- モデル研修の見通し
 - ・会場 東京都育成会本部
 - ・開催時期 施設コース2月中旬 自治体コース 2月下旬～3月上旬
 - ・参加者 対象と募集方法

第4回 令和5年3月25日(土) 13:00-15:00

(1) 報告書の作成に向けて

(2) 予算の執行状況について

【自治体班】

○会議開催日

第1回：令和4年10月5日（水）18:00-20:00

議題：カリキュラム改訂の全体像の共有及び自治体職員コースカリキュラム意見交換

第2回：令和4年11月19日（土）（メール会議）

議題：自治体職員コース演習シナリオ案に対する意見交換

第3回：令和5年2月19日（日）10:00-12:00

議題：自治体職員コース演習シナリオ案、配布資料案に対する意見交換

モデル研修（会場：東京都手をつなぐ育成会@新宿）

令和5年3月19日（日）10:00～17:00

第4回：令和5年3月20日（月）（メール会議）

議題：モデル研修振り返り、アンケート結果共有 等

【施設班】

○会議開催日

第1回：令和4年9月27日（火）19:00～21:00

議題：カリキュラム改訂の全体像の共有及び障害者福祉施設従事者コースカリキュラム意見交換

第2回：令和4年10月13日（木）19:00～21:00

議題：障害者福祉施設従事者コースカリキュラム講義動画、演習資料 内容意見交換、役割分担等

モデル研修（会場：東京都育成会@新宿）

令和5年2月25日（土）

第2回：令和5年3月14日（火）18:30～20:00

議題：モデル研修振り返り、アンケート結果共有 等

6 「障害者虐待防止・権利擁護指導者研修の更なる質の向上に資する研修研究」

委員名簿（敬称略）

| No. | 氏 名 | 所 属 等 |
|-------------|---------------------|-------------------------|
| 全体会議（兼 講義班） | | |
| 1 | 曾根 直樹 (委員長・行政班長) | 日本社会事業大学 准教授 |
| 2 | 遼塚 昭彦（講義班長） | 埼玉県社会福祉士会 |
| 3 | 片桐 公彦（施設班長） | (福) みんなでいきる 理事 |
| 4 | 堀江 まゆみ | 白梅学園大学 教授 |
| 5 | 松上 利男 | (福) 北摂杉の子会 理事長 |
| 6 | 野澤 和弘 | 植草学園大学 副学長 教授 |
| 自治体班 | | |
| 7 | 福井 俊希 | 新潟県障害福祉課在宅支援係 主任 |
| 8 | 羽山 大利 | 富津市健康福祉部福祉課家庭相談係 |
| 9 | 小船 伊純 | 白岡市健康福祉部保育課 課長 |
| 施設班 | | |
| 10 | 林 晃弘 | (福) フラット 理事長 |
| 11 | 仁田坂 和男 | (福) 東京都手をつなぐ育成会 事務局長 |
| 12 | 岩上 洋一 | (福) じりつ 理事長 |
| 13 | 吉岡 祐二 | (福) 南光愛隣会 事業サポート本部総務課長 |
| 14 | 大平 慎太郎 | (福) グロー 福祉事業部ケアシステム推進課長 |

7 障害者虐待防止指導者養成研修 モデル研修 資料集

共通講義 資料

障害者虐待防止総論 成立までの経過、社会的意義

野澤和弘 プロフィール

1959年、静岡県佐海町出身。
1983年、早稲田大学法学院卒業。
毎日新聞入社。津支局、十部報道部を経て東京社会部へ。
いじめ、ひきこもり、生殖医療（代理母）、児童虐待、
要介護者虐待、厚生労働省担当。夕刊編集部長、論説委員
(社説やコラムを担当)
2019年1月退社
現在は、横浜学園大学副学長（教授）
一般社団法人スローコミュニケーション代表
毎日新聞老員翻案委員
WE B医療プレミアで「令和の幸福論」を連載中
<https://mainichi.jp/premier/health/>



1

障害者の支援と虐待

- あまり問題とされていなかっただけで、障害者施設での体罰は以前には当たり前のようにあった。
- 親から子への虐待、先生や部活動間の体罰もよくあった。
- 当時は暴れる障害者、言うことを聞かない障害者を力で従わせることができた職員が一目置かれていた。
- 人権をめぐる状況が今とはかなり違う
- 問題にされるようになったのは1990年代後半から。
- 今でも、当時の「成功体験」を忘れられないベテラン職員がいる。
- 障害者の人権や支援スキルを学ぶことなく、場当たり的に力で抑圧している若い職員もいる。

2

水戸
「アカス紙禁」事件



3

「白河育成園」事件



4

障害者の権利擁護制度

- 「聞けば聞くほど胸がふさがれるようだ」
- 障害者110番
 - オンブズマン
 - 成年後見法
 - 地域福祉権利擁護事業⇒日常生活支援事
 - 第三者委員
 - 運営適正化委員会

5

虐待防止法

- 児童虐待防止法 2000年
 - 高齢者虐待防止法 2005年
- ・障害者虐待防止法
・厚労省内勉強会～議員立法へ 2005年
・麻生政権の通常国会で法案提出 2009年
・鳩山政権の臨時国会で法案提出 “
・菅政権の通常国会で成立 2011年

6

障害者虐待防止法

- 通報義務／早期発見義務
 - 虐待の5類型 (身体拘束)
 - 虐待禁止の明示
 - 調査の権限と対象
 - 市町村→家庭内虐待
 - 都道府県→施設内虐待
 - 労働局→職場内虐待
- ※学校と病院は管理者に予防・改善義務

7

「虐待」をどう考えるか

- ×絶対に虐待はない～絶対にしてはいけない～虐待起きたら大変～起きるはずがない⇒虐待を否定する心理の形成
- いつ虐待の芽が生まれるかわからない～感性、謙虚さ、風通しの良い職場
⇒虐待をエスカレートさせない

8

見て見ぬふりの恐怖

- カリタスの家事件 (2005年)
 - 暴力、どうがらしを目にすり込む、木酢液を飲ませる、熱湯を口に流し込む
- 「よい施設だと評判だったが、支援の難しい利用者が次々に入ってきて職員は疲れ切りパニック状態だった。だれかが叫びてしまう。目撃した他の職員は止められない。これではいけないとみんな思っていた」

9

新人職員が虐待に気づいたら？

- ある東京都内の障害者施設で
- 先輩たちの虐待に気づいた新人職員
- 指摘したら、先輩たちににらまれるように
- 追いつめられた末に……

10

連続性の錯覚

- ・食事中動き回る利用者を抑える
- ・ひもで椅子に固定する
- ・感覚を遮断するため紙袋を頭からかぶせる
- ・トイレに閉じ込める
- ・トイレの壁に叩きつける
- ・平手打ちする

11

「支援」と「虐待」の線引きは？

- ・支援の難しい障害者に“踏み込んだ支援”が必要な場合がある
- ・どこまでが許される支援か、許されない虐待か
- ・心理的虐待・ネグレクトのグレーゾーンをどう考えるか

行動障害のある障害者に手を握り、スマートがたまつた程度がやいかなと
なってペットボトルを床に落とす。こぼしを拾って机上に置いた後。

12

利用者はなぜ言わないのか

- ・ボクシングごっこ
 - ・チャンバラごっこ
 - ・「なぜA君はかみついたのか」
- ①障害特性（感覚過敏、コミュニケーション、問題解決能力）
②環境・状況
③適切な支援の欠如

13

法に反してなければいいのか

V U C A の世の中

- Volatility 不安定
 - Uncertainty 不確実
 - Complexity 複雑
 - Ambiguity 暧昧
- ・絶えず「グレーゾーン」が現れる

14

自分に「中心」をつくる

- ・法、ガイドラインは最低限の取り決めにすぎない
- ・同調圧力の強い職場。上司や先輩がつくる暗黙のルールに流されない
- ・支援者としての専門性を守るには、自分の頭で考えるしかない
- ・支援者としての「規範」「モラル」「美意識」を自分の中に持つ

15

令和4年度
「障害者虐待防止・権利擁護指導者研修の更なる質の向上に資する研修に関する研究」

障害者虐待防止法の概要

弁護士 関哉 直人

1

「障害者」の定義

- ・「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」
- ・障害者手帳を取得していない場合も含まれる
- ・18歳未満の者も含まれる（養護者虐待の通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用）

6

獲得目標
法の概要と虐待の定義、虐待防止の観点を理解する。

内容

- 1 法の概要
- 2 虐待の定義
- 3 小さな出来事から虐待防止を考える

2

「障害者虐待」の定義

- ・家庭=養護者による障害者虐待
- ・施設=障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ・職場=使用者による障害者虐待

7

法の概要と虐待の定義

3

障害者虐待の種類

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ ネグレクト（放棄・放置）
- ⑤ 経済的虐待

8

ポイント

- ・虐待「防止」のための法律
- ・「家庭」「施設」「職場」での虐待に通報義務
- ・養護者支援
- ・マニュアルとして、自治体向け・施設向け「障害者虐待の防止と対応の手引き」あり（最近では令和2年10月と令和4年4月に改訂）

4

障害者施設従事者等による虐待

一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を怠ること

五 障害者の財産を不適に処分することその他障害者から不適に財産上の利益を得ること

9

目的（趣旨）

障害者に対する虐待が**障害者の尊厳**を害するものであり、**障害者の自立及び社会参加**にとって**障害者に対する虐待を防止**することが極めて重大であること等に鑑み、**障害者に対する虐待の禁止**、**国等の責務**、**障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援**のための措置、**養護者に対する支援**のための措置等を定めることにより、**障害者虐待の防止**、**養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること**を目的とする。

5

心理的虐待の例

障害者や家族の存在や行為、導入を否定、戻却するような発言、態度無視する。
・「意味もなく呼ばないで」、「どうしてこんなことができるか？」などと言う。
・詮しかけ等を無視する。
・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、嫌う、捨てる。
・「したくてもできないことを当つづけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。」
・障害者の行動を「やがてやがて」と見下す。
・自分でもできないのに、職員の部屋に押しつけ、本人の意思や状態を無視して食事の全助けをする。
・自分の意見を聞かず、職員が提供しないように食事を選ばせる。
・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。
交換条件の提示
・「これができるなら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしなさい」などの文換条件を提示する。
心的的影響下手に説得させる行為
・重複して説得する。
・重複して説得する。本人の尊厳や状態を無視して面会させない。
その他の悪い心地の外傷となる行動を繰り返す。
・浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に替えさせたりする。

10

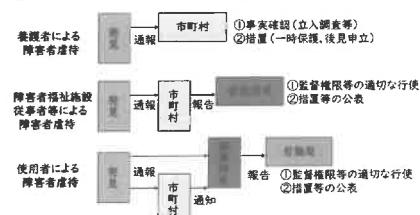
心理的虐待の例

- ・脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、紙紳、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。
- ・障害に対する言動などを嘲笑したり、それを人前で経すなどにより、障害者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。
- ・供食をひめて、子どものように扱う。
- ・話しかけていたのに反応しない、無視する。
- ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視して、トイレに行けるのにむづつきたり、食事の推介会をする。
- ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- ・家族や親類、友人等との団らんから排除する。
- ・威嚇的な態度、態度
- ・「ここ（お仮想）にいるから許さないよ」「追い出す」などと言いかげる。
- ・専門的な発言、態度
- ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。
- ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと云う。
- ・子ども扱いするような「称す」や「呼ぶ」。
- ・本人の意見に反して呼び捨て、あたふなで呼ぶ

11

通報の窓口と流れ

窓口は「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」



16

ネグレクトの例

- ・意図的であるか、結果的であるかを問わず、介助や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、障害者の生活環境や、障害者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。
- ・室内にごみを放置する、掃除をしない、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
- ・専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、障害者が必要とする医療・障害福祉サービスなどを、問題が解決できる理由なく制限したり使わせない、放置する。
- ・支援者が医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。
- ・必要な障害福祉サービスを利用させない、利用を制限する。
- ・障害者の権利や尊厳を尊重しきる行為又はその行為の放置
- ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手段立てをしていない。
- ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。

12

障害者虐待以外の通報・届出への対応等

「何人も障害者を虐待してはならない」

→養護者・施設従事者等・使用者以外の者から行われた障害者に対する虐待を発見した人から、任意の虐待通報が行われる場合を考えられる

→通報・届出の内容を聞き取り、学校、保育所等、医療機関、公共交通機関等で起きた虐待事案に対応すべき機関に連絡し、確実に引き継ぐことや、必要に応じて市町村や都道府県が対応することが求められる

→このような通報に備えて、市町村や都道府県では、それらを所管する市町村、都道府県、警察の担当部署等を事前に確認し、実際に通報があった場合の対応や連絡、引き継ぎ方法を確立しておく必要がある

17

虐待行為に対する刑事罰

- ① 身体的虐待：殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：強制わいせつ罪、強制性交等罪、準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
- ③ 心理的虐待：脅迫罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪
- ④ ネグレクト：保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待：窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

※ ただし、親族相姦例に注意。

必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められる。

日頃からの警察との連携も重要。

13

学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待

関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、障害者に対する虐待に対処するための措置その他の当該学校に就学する障害者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとされている（法第29条～第31条）

→担当部署等との間で当該規定を確認するとともに、学校等における当該措置の実施状況の確認を要請するなど、実効的な解決に向けた支援が望まれる

18

早期発見義務

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

14

学校、保育所等、医療機関における障害者に対する虐待

①学校における障害者への虐待

市町村、都道府県の教育委員会、教育センターなど

②保育所等における障害者への虐待

市町村、都道府県の保育課、子育て支援課など

③医療機関における障害者への虐待

都道府県の医務課、医療課など

19

通報義務

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

※ 障害者福祉施設従事者等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

15

窓口間連携、専門職の活用

苦情相談や事故報告という形を含め、他の窓口や関係機関等に相談に入る可能性もある。

→行政機関内及び関係機関の相談等窓口間で連携体制や情報共有の仕組みを整備しておくことが必要

市町村や委託を受けた市町村障害者虐待対応協力者は、専門的知識や経験を有し、かつ事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない（第34条）

→専門職の配置、専門職の活用について他の自治体との連携体制を整備するなどの取組みが望まれる

20

虐待に関する義務化

- ① 従業者への研修実施
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置

27

Footer Text

26

身体拘束等を行う場合には、その態勢及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録すること。

② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

22

Footer Text

身体拘束は原則許されない

「正当な理由」

- ① 切迫性
- ② 非代替性
- ③ 一時性

のすべての要件をみたす場合

→ 原則は違法であるという認識が重要

27

手引き16頁

(2) 連署基準の遵守

申請者を説明するとき、「申請者の日本での及び日本生活を飲食中に支撑するための準備に馬上付けることを希望する」という旨を記入して下さい。申請者が日本で飲食する際の支撑金は、日本在住の会員の会員登録料と並んで「飲食費」を支給する会員登録料の内、飲食費に充てられる事になります。(以下「連署料」といいます)に該する場合は飲食料金に含まれています。

各会員がヨリカモ、宿泊費は飲食費等の費用を算定するに引き、前記の手書きはその内会員費を算定する旨を記入し、以下の手書きを記入することと連署料化されます。

「申請者の会員登録料の内飲食費を計算する会員登録料に算定する」と共に、その結果
は「連署料」として、申請者の会員登録料を定期的に更新する事とします。

イ 戻戻料: 手書きし、確実に会員登録料を定期的に更新する事とす
ウ アイド: 電子機器を定期的に更新する事とす
また、前項が会員登録料について、他の会員登録料に関する請求状況にて、申請者が既にいたり
の申請用紙を提出する場合は記入しないで下さいとされております。具体的には、

ア 電子機器の会員登録料に対する会員登録料
イ 飲食費登録料の会員登録料
ウ 電子機器登録料の会員登録料
△ 電子機器登録料に対する会員登録料
計両方
4 連署料の会員登録料の会員登録料に該すること
等を指します。

23

記録のポイント

運営基準

「やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」

⇒①身体拘束に至った経緯、②理由、③態様（どのような身体拘束か）、④時間（拘束時刻、解除時刻）、⑤拘束時・解除後の本人の状況（様子）、⑥拘束減への取組み・今後の方針

28

手引き38頁

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
(交付申請書の禁止)

第48条 但し前項の者及び施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は利用者の生のままである者に係る「うらやましい」をもつていきたい場所を保有し、身体的又は精神的行動の行動を制限すれば「ほけない身体的条件」というを行つてはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束を行ふ場合には、必ず説明及び時間、その都度患者の意思の尊重並びに緊急状況を得ない限りその他の必要な手項を取組しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、事件応対等の実績を正しく回観するため、次に掲げる基準に該当せばならない。

①体格強大化や筋肉強化などの対策を検討するる委員会（テレヒ・筋肉強化等を活用して、強度を高めでありますとする）を定期的開催するとともに、その結果にて、いて、医療者・看護職者連絡会などをとること

②「医療衛生の適正化のための計画」を策定すること

③「医療者・看護職者連絡会」を定期的開催すること

※「指定障害者サービスの人員、設備、運営基準」にも同様の規定あり。

24

小さな出来事から 虐待防止を考える

29

25

Footer Title

30

小さな出来事がエスカレートする理由

- ・「言っても無駄」「言ったら不利益になる」という意識
- ・意思表示が困難な特性
- ・現場の自由度が高い
 - エスカレートを止める外的要因が少ない
 - ①個々が「小さな出来事」を意識する(内的要因)
②現場レベルで共有する(外的要因)

31

小さな出来事②

Bさんがなかなかイスに座ろうとしないので、両肩を上から押さえつけるように座らせました。その後も立ち上がりうとする度に座らせるようにしました。

36

「小さな出来事」とはなにか



32

小さな出来事③

Cさんは、いつも夕食時間を過ぎているのにゆっくり食べています。つい「もう時間ですよ。いらないなら下げますよ」と言ってしまったり、食事介助のスピードを上げてしまっています。

37

常にここに戻る

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、**障害者の自立及び社会参加**にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重大であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に対する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

33

小さな出来事④

Dさんはなかなか水分を取られません。水分摂取のため、積極的に水を飲ませています。
また、Dさんはトイレで1回転倒したことがあったので、それ以降職員がトイレの個室に入って様子をみています。

38

尊厳とは何か

- 憲法13条(個人の尊厳)
- ・すべての人は、個人として尊重される
 - ・幸福追求権

⇒ 一人の人として「尊重」しているか
⇒ 本人の幸福追求の支援をしているか

34

小さな出来事⑤

Eさんはわがままな部分が多く、家庭でしつけができるないので、しつけのつもりで厳しく接することもあります。

39

小さな出来事①

周囲がさわがしく声が届かないでの、Aさんに大きな声で話しかけました。その様子をたまたま見ていたご家族から、後に「職員が怒鳴りながら指示を出していた」と指摘がありました。

35

小さな出来事⑥

Fさんは最近作業にあまり積極的に取り組んでくれません。
「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと言って作業を促しています。

40

小さな出来事⑦

他の方の支援中に、Gさんから「昨日いやなことがあつた」と話しかけられました。
「今いそがしいからごめんなさいね～。ちょっとまってくださいね～」と言ったまま、「日が過ぎてしまいました。

41

目標設定と共有

例えば「か月間の目標を立てる
例：「否定的な言葉がけを肯定的な言葉がけに変え
てみよう～」月間
⇒アンケートをとる
⇒アンケートの結果を職員全員で共有する
⇒1か月の取組を通じて感じたことについて、話し合う
場を設ける

46

小さな出来事⑧

HさんはGHで生活していますが、最近近所の飲食店で仲の良くなった人から、5万円を貸して欲しいと言われ、どうしても貸してあげたい、と言っています。周りの人間としては止めたいので、「返ってこなかったらどうするの」などと伝えました。

42

まとめ

・「虐待」は支援を考える大切なキーワード
・「尊厳」を考え支援を見直すことが目標
・軸となる「尊厳」の中身を考える

47

小さな出来事⑨

Iさんは40歳の男性ですが、スタッフからは「じゅんちゃん」と呼ばれています。スタッフにちゃん付けをしている理由を聞いたところ「小さい頃から関わっているから」と言っていました。

43

共有に不可欠な「支援の対話」

個々人が「小さな出来事(意識)」を考えることの大切さを理解した上で、現場で「尊厳」のレベル感を共有していく
⇒「支援」に関して話す時間を意図的に設けることが大切

44

研修例

- ・一人一つずつ「小さな出来事」を挙げてみましょう。
- ・その中で一つを取り上げて、本人の尊厳を考えた他の支援方法がないか、考えてみましょう。

45

性的虐待の防止と対応

—

「怖くて断れなかった」障害者施設で性的虐待所長の男性が利用女性に 2018西日本新聞

障害者の自立を支援する福岡県久留米市の就労移行支援事業所の所長だった40代男性が昨年、女性利用者(20)にわいせつ行為をしていたことが、あだたの特命取材班による情報報道で分かった。

女性が毎日自ら通院で現地警防法に基づき性的なきみを申し出、久留米市は近くを走る複数の施設、施設側は対応方に不適切だったため、現地警防に回る意向を示すなど、対応が遅延した。

女性の家族などによると、女性は中央の中等教育課程があり、精神年齢は小学1年程度。施設の職員は「彼女を望んでいた」と言いつてはいたが、施設内に女性を触れるなどしたのは、昨年秋と来年1月には施設の時間内に手でくわせつ行為を2度も見られていた。

佐藤は、包丁を握りかぎりない時に男心で「うそやうそ喝められたり、強引を引き込んだりする」というよりも、「わいせつ行為をされても」触れ断れないと明説。無理屈筋アピングでやりかじる中で「好き」から送ったこともあったが、決して先生で生けさせていた。とくに、昨年秋、父の福岡市在住の障害者(30)が現地警防へ通院した際、通院したたたかたが間違際に「うそやうそ喝められた」と泣いていた。父は「安心しない」と周囲に漏らさず情報収集に奔走しているといい。(中略)

県立大学附属の2016年度調査では、障害者虐待の傾向などをうるる者は401件で、前年比18%減。被害者数は572人だった。障害行為の割合は前者が56%、後者が57%、心理的虐待42%など、被害が表面化しにくいされる性的虐待が12%あった。

6

- 性的虐待の定義
- 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
一障害者虐待防止法条文
- 本人が同意していない性的な行為やその強要(表面的には同意しているように見えても、判断能力のハンディに付り込んでいる場合もあり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)
 - 千葉県障害者虐待対応マニュアル
- 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ボルノグラフィの被写体にするなど
一児童虐待防止法についての厚生労働省解説

2

| 性的虐待による心理的影響 | |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (日本産婦人科医会HP) (3) 刑事裁判を見据えた性的虐待への対応(引用) | *近年ではトラウマインフォームドケアに注目 |
| 表20. 性的虐待による心理的影響 | |
| 急性ストレス障害 (被害者比較的簡単 ②トラウマ) | 間接一逃げ反応 日常の顧みの停止、逆に正常どおりの日常生活を送る →「自分は正常」と思って、自己肯定感を保つ →周囲の感情や言動をなくしてしまうこと、他人事のような 感覚をもつ。 |
| 慢凍結反応 既往の経験 既往の経験 | 被害者に対する評価感が引き出されない 考え方が歪曲的になる。 →惡意感(見付かってはよかった)、恥(自分は汚れてしまった)、羞恥(誰かが自分を見られさせてしまった)、羞耻感 →自己肯定感の低下、自己効力感の低下 →自己効能感の低下、社会性を失う →社会性を失う |
| 解離 身体症状 フラッシュバック | 同一の個人化、個人隔離、现实感喪失、 空虚感あるいは空虚感の極端化 不眠、過眠、パニック攻撃などの常癪化 記憶喪失を認める場合に「過去」に多くの現象に向かう過敏な →夜尿、状況(夢や現実、事実など)、明るさ(朝 暗闇など)、季節などヒトリガニーにより、再体験やパ ニック症状を認む。 |
| 心身外傷風ストレス 障害(PTSD) | |

7

三

| 虐待行為の類型 | 件数 |
|---------|--------|
| 性的虐待 | 147 件 |
| ネグレクト | 1037 件 |
| 心理的虐待 | 771 件 |
| 身体的虐待 | 1305 件 |
| 経済的虐待 | 1082 件 |

8

| 近年の「性暴力・性虐待に關する動き」-2 | |
|------------------------------------------------------|--|
| 性犯罪・性暴力対策の強化の方針(総括) | |
| 性暴力・性虐待の問題(「令和2年度～4年度の3年間」) | |
| 当面に面する課題とその実現に向けた方針 | |
| 児童青少年の性暴力の根絶運動の取り組みの実施 | |
| 専門アドバイスの充実化の実現、これまでの専門機関への依頼 | |
| 保護者の相談等への強化、これまでの相談等の実績 | |
| 被害者申告・保護をやすい制度の確立 | |
| ワンストップ支援センターの充実化 | |
| 全国巡回相談会の実施、並行して「全国の性暴力の根絶運動の旗印」として「ヨーロッパ・センターの設置の検討」 | |
| 児童青少年の手厚い被害者支援の確立 | |
| ワンストップ支援センターと連携した専門機関との連携 | |
| 中長期的な運営(トータルサポート体制の構築、基盤となる組織) | |
| 被害者サポート等は必ず専門家が担当 | |
| 根性(1)の本質化による、性暴力の根絶運動に貢献、性暴力に対する社会的認識の変化 | |
| 「性暴力の根絶運動」、SNSの発達、「ヒートYU」等 | |
| セラピスト等による専門的知識の習得 | |
| セラピスト等による専門的知識の習得(精神科、看護、医療分野の専門知識) | |
| 根性(2)の実現 | |
| 万計の地元的な実行 | |
| 7月に具体的な工程 | |
| 毎年4月にフォローアップ | |
| 性暴力の実態調査 | |

△

| |
|------------------------------------------------------------------|
| 福祉における性的虐待の事例から |
| 【事例A】30代・中度の知的障害の女性 ←事業所バス運転手から体を触られる虐待を受けた |
| 【事例B】40代・軽度の知的障害の女性 ←GH世話人（50台男性、非常勤）からホテルに誘われ、性行為を繰り返しされてきた。 |
| 【事例C】10代・知的障害の男児児童 ←支援者男性から風呂介助で裸の写真を撮られた |

9

成田の「性暴力・性虐待に悩まする動き」
性的虐待・性暴力被害の状況

内閣府2017-18年
「全国の相談・支援団体を対象に行った調査」
障害の有無について回答があった30歳未満の
性被害事例127件のうち、障害があるとみられる事例は
70件となり、55%を占めた。
その内訳は、発達障害16件・精神障害19件
▽軽度知的障害9件など。

しあわせなみだ理事長の中野宏美さん(42)は
「海外の調査で、障害のある人はない人の約3倍、性暴力
を経験しているというデータもある」と説明する。
被害女性は「人間として扱われていない感じかしてひどく傷ついた」
「ノーノーで言えない、言える立場じゃない」
というのが昔在謝にある（西日本新聞2020年11月5日(木)より引用）

1

| |
|--------------------------------------------------------|
| <p>【気づき】性的虐待の発覚は、本人の訴えから</p> |
| <p>【事例A】30代・中度の知的障害の女性 ←事業所バス運転手から体を触られる虐待を受けた</p> |
| <p>↓</p> |

10

【気づき】性的虐待の発覚は、性以外の会話からも

【事例B】40代・軽度の知的障害の女性

←GH世話人(50台男性・非常勤)からホテルに誘われ、性行為を繰り返しされてきた。

【気づきのきっかけ】

最初の困り感は「こづかいが足りない」と母へ。
母がオープンスクエスチョン(それから?それで?それが?)で聞いていくと、「アミレスで食事」それから?「そのあとホテルへ」。
クローズドスクエスチョン(イエス/ノーで答える質問)は「記憶の混濁」(事実がわからにくくなる)を起こす。

11

◆特に、虐待される側の心理

一性的虐待では言語化しにくさが大きくなる

・「一方的に体を触られることが性行為、性被害だと知らない、思えない
(お前のために優しくしているという懐柔と脅し)
・本人は不快に感じている。

ただ、支援者や保護者が「性のことだから、話すこと自体が恥ずかしい」と、本人も察知して特に話さない。

・誰かに相談すると解決する成功体験が乏しい
(相談すると、逆に叱られる不快体験が積み重なっている)

・慣じてもらえるか?馬鹿にされないか?
・話したらどうなってしまうのか?見通しがつかない不安
・虐待者にわかったらもっと虐待されないか?

16

【気づき】性的虐待の発覚は、不自然な援助行為から

【事例C】10代・知的障害の男児児童

←支援者男性から風呂介助で裸の写真を撮られた

【気づきのきっかけ】

支援者男性は、あるきっかけで取り調べを受けた。
写真の中から施設らしい風景と子どもの裸の写真が複数あり施設の風呂場での性虐待であることがわかる。
周囲の同僚支援者はまったく虐待があったことに木が付かなかつたというが、そういえば、この支援者は、入浴介助を一人でやりたがった、とあとで気づく。

12

◆性的虐待の気づき・サインは?

身体的なサイン 妊娠、STD、性器・肛門外傷

性的行動化 非社会的性行動(場面に合わない性的行動)

誤学習行動 コミュニケーション手段としての誤学習

逃避 引きこもり・徘徊・

愛着障害 他者との適切な心理的・物理的距離感

その他 感情の障害

17

障害者が性被害に遭いややすい理由

◆なぜ性被害に遭いややすいのか、潜在化してしまうのか
・強く断ることができない支援者と障害当事者の関係性は悪いものであり、支援者の言うことを信じてしまったり、断わりづらいと感じやすい。

・適切な距離感がわからない

・危険な行動を予知しにくい:危機感を感じるような悪いも、予知することがむずかしいことが多く、危険な感じに応じて性被害に遭ってしまうことがある

・想いにとかづか判断できない:良い悪いの判断もむずかしくなるため、わからないままで暴力を受け、被害を訴えることができず、長期にわたってくり返されることも報告されている。

・性的虐待は、密室化されたなかで起きやすい、被害意識が持てないことが多い
(されていることが嫌なこと理解ににくいこともある)

→口止めを喰し、虐待に協力させられることがある

■ 心理的虐待や身体的虐待をともなう場合が多い

13

【性的虐待の通報受理と 自治体・障害者虐待防止センター】

性的虐待の通報や相談を受けたときは

①同僚、保護者、管理者等の周辺情報からまず十分な事実を把握する(事前に周辺情報を得て必要に応じて聞き取りへ)

・同僚支援者がうすうす気が付いていることが多い

・特定の支援者との距離が近い(二人だけしていることが多い等)

・ある支援者はひとりで風呂介助をしたがっていた

②性的虐待がどんなきっかけで発覚するか、多様なアセスメントができるよう事前に研修等で共有し、チェック項目を作成。性虐待のアンテナが重要

18

性的虐待を潜在化させる「心理的バリア」

◆加害者の支配(意識) 家族や介護者への依存、限られた人間関係

・性虐待は「密室」(誰も見ていない)で起こることが多い

・加害者の苦な経験

・相手は、知的障害だからわからないだろう。このくらいしてもいい。

・だれにも言わないはずだ、隠せば言ひなりになり、発覚しない

・同意があったという理由付け(支援→当事者間では成立しない)

◆被害者の仕返しの恐怖 無理、嫌がらせ、さらなる虐待

・性的虐待の否定と自己責任への転嫁

虐待ではないかもしれない、悪いのは自分と思い込む

・あきらめと無力感 何をしても無駄、首に言っても仕方がない

◆支援者側の性被害者の仕返しの恐れ

14

【性的虐待の通報受理と 自治体・障害者虐待防止センター】

性的虐待の通報や相談を受けたときは

③本人への事実確認は慎重に丁寧に

・本人への二次的トラウマを避ける配慮も必要

・「知的障害だから、言つてることは本当かどうか
わからない。だからこれ以上調査はできない」

・「事実がはっきりしないから、虐待ではない」

⇒知的障害のある本人は、核心的な事実は認識している事が多い(体を触られたなどの大きな事実)

ただし「周辺情報など細かいこと」は

認識していない、記憶していないこともある。

19

◆支援者側にも潜在化のリスクがある 性的虐待の事例を職場で検討を積み重ねていくことが重要

■もともと、私たちの文化では「性の話題」を共有することに躊躇がある。性に対する価値観が多様でもある。

・もとより、性の性的な不適切支援を自擧したとしても、

性の話題をどのように言語化すればいいか迷いにくい。

⇒職場での事例検討に、意識的に、性的虐待、性的不適切対応の事例を織り込み、性的虐待についてもアンテナを!

■加えて、虐待や不適切対応の判断においては、支援者間で判断の共有が難しい場合も多い。性問題にはなおさら。

事例検討を重ねて、共通意識をもつことや、客観的な事実から判断することが重要。

性的虐待に限らず、虐待の判断はチームで行うことにより無意識な躊躇から抜け出せる

15

【性虐待の通報受理と 自治体・障害者虐待防止センター】

性的虐待の通報や相談を受けたときは

④本人からの聞き取りは事実を整理したあとに

・周辺情報から得るべき事実の確認を先行させ次に本人

に聞くべき事実のみの整理して調査

・複数回聞くことで「記憶の混濁」が起こるリスク

⑤本人への事実確認に司法面接の活用を

・事実確認の専門スキルを把握しておく

・できるだけ「司法面接」の手法を取り入れて

・協力できる機関がどこにあるか事前に把握しておく

20

「司法面接」(協同面接)とは

- ◆子どもや障害者の心理的負担を軽減し、誘導や暗示を受けやすい子どもや障害者の供述内容の信用性を担保するため、繰り返しの事業聴取を回避し、また関係機関で情報を共有する。
- ◆子どもや障害者など、何度も同じことを聴取すると、記憶が混乱、汚染されてしまう人が被害にあった場合、専門の研修を受けたインターナーが、誘導のない特別な手法で行う面接方法

司法面接の特徴は、

- ① 子ども・障害者に自身の言葉で話してもらうこと
- ② 面接が構造化されていること
（「記憶の整理」を起こさないように質問項目や順番を検討して構造化しておく）
- ③ 録音・録画を行うこと
- ④ 多職種が連携して面接回数を最小限に抑えること
（専門コアチームの編成、協力、バックアップ）
- ⑤ つながりを保つ。

21

【性的虐待の予防と早期の気づき 福祉従事者や福祉実践に組み込む】

日常の実践の中で予防し、早期に発見・改善に向けて

- ① 基本は「ひとりの人間としての尊厳」から
 - ・虐待は尊厳の欠落から。上下関係の構造を作らない。
 - ・呼称の問題から取り組む。「さん付け」「ちゃん付け」
- ② 性の問題も、日常支援や研修で事前に共有しておく
 - ・身体的虐待、心理的虐待の理解は共有しやすい
 - ・性の問題は、支援者どうしも日常的に共有しにくい
 - ・性的虐待の事例は見えないところで起こる。
 - ・性的虐待に関するアセスメント・アンテナを蓄積する

22

【性的虐待の予防と早期の気づき 福祉従事者や福祉実践に組み込む】

日常の実践の中で予防し、早期に発見・改善に向けて

- ③ 性的虐待を予防していくためには、日常の支援のあり方から考えていくことが重要。
 - ・日常の支援に性虐待につながるリスク支援をチェックする。
 - ・被虐待者の発達段階及び社会的状況から、明らかに過度の性的刺激となる行為、あるいは、虐待者が性的満足を得るために行為(意識、無意識を問わない)を振り起こし改善する
- ・添い寝、・膝の上に乗せて遊ぶ、・散歩等で腕を組む
- ・同性介護、・単独入浴介護
- ・失禁等の対応や事後処理の安易さ、
なども見直していく必要がある

23

【性的虐待の予防と早期の気づき 福祉従事者や福祉実践に組み込む】

日常の実践の中で予防し、早期に発見・改善に向けて

- ④ 同性介助の原則の確認
プライベートゾーン(水着を着用するときに隠れる場所)
の意識化＊同性介助でも、接種には配慮が必要
- ⑤ 「手つなぎ」腕組み支援は？
⑥ 「空間」「距離」を尊重する。伝える
◆介助・援助行為や声かけの意識化
・職場でのふりかえり
・再度、職場内虐待防止チェックを



24

まとめ

「性」は「生」そのもの。かけがえのないその人を尊重する

障害のある人の「性」をタブー視しない

早期に、「周囲のさりげない気づき」を重視する

性虐待はチームで取り組む

25

令和4年度障害者総合福祉推進事業
障害者虐待防止・権利擁護指導者研修の
更なる質の向上に資する研修に関する研究

身体的拘束等の適正化の推進

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉課
障害福祉課地域生活支援推進室
虐待防止専門官／障害福祉専門官松崎貴之

やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- 1) 組織による決定と個別支援計画への記載
 - 2) 本人・家族への十分な説明
 - 3) 行政への相談、報告
 - 4) 必要な事項の記録

- 要件と手続きを踏めば免罪符となる訳ではない
- 手続きは自問するための時間であり、自分たちの支援力を見直すための時間であり、過ちを犯さないための時間

要件をすべて満たしても、手続きを踏んで、安易に行わず、慎重に判断する。常に「誰のため」「何のため」「本当に他に方法はないのか」等、「繰り返し自問する(疑問を抱き続ける)」ことが大切

6

| 辨護者兼事件防止法の概要 | 平成23年3月17日改正、令和6月24日公布。 平成24年1月14日施行 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 目的 | |
| 弁護士に対する非礼が弁護士の倫理に不適るものであり、「法律のない社会」につながる恐れがあるとされるべき行為を防ぐことを目的としています。具体的には、弁護士に対する暴力や威嚇、脅迫等の事件防止のための措置です。 | |
| 因縁の発露、誣告を含む事件防止の実現に向けた検討会議に付ける保護係り自らの立場からの意見提出、保護係りに対する接見の実施等を通じて、事件防止の実現に向けた検討会議に付ける保護係りに対する支援等による接見の実施を促すことで、事件防止の実現に向けた検討会議に付ける保護係りに対する支援等による接見の実施を促すことで、事件防止の実現に向けた検討会議に付ける保護係りに対する支援等による接見の実施を促すことを目的とする。 | |
| 定義 | |
| 1. 「被辯護士」とは、身体的・精神的陳述等その他の心身の権利の侵害がある者であって、障害及び社会的弱者等により経済的に日常生活・社会生活に支障を及ぼす状況にあるものとされる。 | |
| 2. 「被辯護者虐待」とは、次の2つについて。 ①被辯護者に対する暴行等 ②被辯護者に対する威嚇等 ③被辯護者に対する脅迫等による被辯護者虐待 ④被辯護者による被辯護者虐待 | |
| 3. 被辯護者の権利の認定は、以下の4つ。(具体的な要件は、運営会行う行う事務ごとに別途異なる。) ①各被辯護者の属性 ②被辯護者の属性 ③被辯護者の属性 ④被辯護者の属性 ⑤被辯護者の属性 | |

2

| 身体拘束東正止未実施減除の適用条件(介護保険サービスとの比較) | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 障害者サービス等 | 介護保険サービス |
| ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急性やむを得ない理由を記載すること | ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急性やむを得ない理由を記載すること |
| ～～の限りで記載について～～障害者サービス～～減除適用されます。(減除は令和5年4月～) | ～～の限りで記載について～～障害者サービス～～減除適用されます。(減除は令和5年4月～) |
| ただし、単純拘束器等と独立生活器具は併用除外です | ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委嘱書を3月～11月に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること |
| ～～の場合は障害は障害区分「少なくとも1年目は必ず」から、通常防止措置と同様する障害区分が何回かに障害がないため上記の対策を実施する場合は、該障害と同一属性に以下の通り、選択することを推奨しません。 | ③ 身体的拘束等の適正化のための措置を整備すること |
| ～～の変更は構成要素は年～～などで、新規採用時は必ず実施することが重要。 | ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること |

7

身体拘束の廃止に向けて

全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利がある

身体拘束は・・・

- 1) 障害者の能力や権利を奪うことにつながる行為
- 2) 本人の尊厳を侵害、身体的・精神的な弊害
- 3) 家族にも大きな精神的負担
- 4) 職員のモチベーション・支援技術の低下

身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、悪循環を止める、虐待防止において欠くことの出来ない取り組み

3

8

4

【参考資料名：看護者用宿泊支援サービス等導入に関するQ&A(平成21年3月分)】

(身体拘束実施止実施減算の取扱い)
 [問]身体拘束実施止実施減算について、適用にあたっての考え方如何。

(答)

- 身体拘束の取扱いについては、以下の参考において、示されているところであるが、やむを得ず身体拘束を実施する場合における身体拘束の範囲などについては、その他の取扱いを十分に踏まいつつ、状況に応じて柔軟に対応して判断していくこととする。
- 身体拘束する場合は保育従事者自身に属するモルタルやパット、脇巻の形状の丸いや、頭面等の変形、拘束の範囲等あるいは必ずしもそのための、医師の意見又は医療機関により判断し、使用していることを留意する。
- 身体拘束する場合は該する行為について、目的に応じて適時適切に判断し、利用者の状態、状況に応じて、施設が「ながめ」、「見守り」等の措置をとることとする。
- その手順については医療福祉サービスの事業所・施設における対応にとどめらず、医療福祉支援センターへの認定が認められる限り、医療の範囲においては、身体拘束の問題と同様、やむを得ない場合には、医療行為としての対応をとることとする。
- なお、ケガ防止等の目的については、必ずしも身体拘束を行なう際の認定基準といわれるわけではなく、個々の支援計画には記載しない必ずしも身体拘束を行なう場合は、その認定や判断に付随する記載が重要である。
- 身体拘束の実施範囲は、原則的に医療行為の「度量」をもととしたために行なう当該制限看護居宅介護支援事業所の「度量」の基準によるが、施設が目的とした運営行為の「度量」の内外の身体拘束については別途規定あり、種々の種類の運営行為についても有るに留意願いたい。
- これらの手順をやがて記して、医療用具等を用いては、了解等の運営を行なう。等
- なお、身体拘束の実施条件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても留意する必要がある。

以上を踏まえ、最終的には利用者・家族の個別具体的な状況や事情に鑑み、判断されたい。

9

「障害者虐待防止法」では、「正當な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の後は、虐待防止において次ぐことでない限り組みています。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を維持するための法律に基づく指定障害者支援事業者、施設、個人、団体及び運営に関する規制」等には、影音や写真がない場合の脱走者拘束を行ってはならないとされています。さらに、「やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その種類及び状況、その他の利用者の心地の状況並びに筋膜や心を得ない限りその他必要な事項を記録しなければならない」とされています。

やむを得ない場合はとへ、並以下のすべてを満たすこと

① 初回性
科医本人又は他の利用者の命等、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことの要件となります。

② 兼用性
身体拘束その他の行動制限を行う外界に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

5

The diagram illustrates the structure of the Virtual Prevention Committee (虚偽防止委員会) at the Seibu Fukusyoku Service Business Office (障害福祉サービス事業所における虚偽防止委員会の例). The committee is organized into three main sections:

- 虚偽防止委員会** (Virtual Prevention Committee):
 - 委員長 (Chairperson): 藤原 勝也 (Seiichi Fujihara)
 - 副委員長 (Vice-Chairperson): 田中 真一 (Masaru Tanaka)
 - 委員 (Members):
 - 河野 達也 (Tatsuya Kawai)
 - 大庭 光洋 (Kohki Oodome)
 - 山本 伸也 (Shinya Yamamoto)
 - 伊藤 智也 (Toshiya Ito)
 - 佐藤 伸也 (Shinya Sato)
 - 小林 伸也 (Shinya Kobayashi)
 - 高橋 伸也 (Shinya Takahashi)
 - 鈴木 伸也 (Shinya Suzuki)
 - 吉澤 伸也 (Shinya Yoshizawa)
 - 川上 伸也 (Shinya Kawachi)
 - 佐々木 伸也 (Shinya Sasaki)
 - 西村 伸也 (Shinya Nishimura)
 - 山口 伸也 (Shinya Yamaguchi)
 - 内山 伸也 (Shinya Uchiyama)
 - 井上 伸也 (Shinya Imai)
 - 佐藤 伸也 (Shinya SATO)
- 虚偽防止責任者** (Virtual Prevention Responsible Officer):
 - 各課長 (Section Heads): 佐藤 伸也 (Shinya SATO), 田中 真一 (Masaru Tanaka), 河野 達也 (Tatsuya Kawai), 大庭 光洋 (Kohki Oodome), 山本 伸也 (Shinya Yamamoto), 伊藤 智也 (Toshiya Ito), 佐藤 伸也 (Shinya Sato), 小林 伸也 (Shinya Kobayashi), 鈴木 伸也 (Shinya Suzuki), 吉澤 伸也 (Shinya Yoshizawa), 川上 伸也 (Shinya Kawachi), 佐々木 伸也 (Shinya Sasaki), 西村 伸也 (Shinya Nishimura), 山口 伸也 (Shinya Yamaguchi), 内山 伸也 (Shinya Uchiyama), 井上 伸也 (Shinya Imai).
- 虚偽防止監査官** (Virtual Prevention Auditor):
 - 各課長 (Section Heads): 佐藤 伸也 (Shinya SATO), 田中 真一 (Masaru Tanaka), 河野 達也 (Tatsuya Kawai), 大庭 光洋 (Kohki Oodome), 山本 伸也 (Shinya Yamamoto), 伊藤 智也 (Toshiya Ito), 佐藤 伸也 (Shinya Sato), 小林 伸也 (Shinya Kobayashi), 鈴木 伸也 (Shinya Suzuki), 吉澤 伸也 (Shinya Yoshizawa), 川上 伸也 (Shinya Kawachi), 佐々木 伸也 (Shinya Sasaki), 西村 伸也 (Shinya Nishimura), 山口 伸也 (Shinya Yamaguchi), 内山 伸也 (Shinya Uchiyama), 井上 伸也 (Shinya Imai).

10

S16-1

令和3年度賛助会合連事業「虐待・看護師防止の効果的な体制技術及び
精神科医療機関等における虐待防止のための啓発貢献の作成と普及に関する研究」

■「虐待・看護師防止の効果的な体制技術」の部分を独立した検討委員会を設けて研究

虐待部は監視の監督を担当した折角の権限離脱、虐待訴訟前の取扱いを専門的に行っている
虐待対策センターと異なり、虐待訴訟手続の実務を別途、専門的アドバイスを行なう。この
点で、小規模・多職種における体制整備、看護施設による共同・連携等、監視部が取り組む
やすい手法などをとりまとめる。

心療 痘瘍 日本社会医療大学 福祉マネジメント研究科

岩上 一洋 一般社団法人 全国地域でくらそうネットワーク

石岡 重宝 社会福祉士法人社会扶助総合協会 企画情報部監修部会議委員会

片桐 公彦 社会福祉士のみんなでつくる会

町野 聰樹 公益財團法人 日本版の看護福祉協会

林 弘弘 社会福祉士登録プラット

平山 健二郎 社会福祉士法人 南高福祉会

原見 研子 千葉県 犯罪対策部 防止犯罪課監修

三好 行徳 佐藤健太法律事務所

専門監修官(コラム)

http://www.sanpo-net.com/sanpo/sanpo3/sanpo3_03/sanpo3_03_01/sanpo3_03_01_01/sanpo3_03_01_01_01.html

1

小規模事業所の体制整備等における効果的な取り組みのポイント②

| カテゴリー | 概要と実施する際の留意点 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 研修の実施 | <p>⑤身体拘束に関する研修情報を行政機関や基幹幹部支援センターから収集し、それらの情報が担当する研修機関を経て二段用いる。</p> <p>⑥城内で実施される研修情報を、研究会やセミナー、いざ大規模な研修会場所や方法等に沿ったものとする。当該研修会場所は各会場研修会場所に参加する。</p> <p>⑦既に受けたか受けたか判斷に付しては、評議会を開催する。その複数の研修会場所に於ける研修の参加者と所内で研修に参加しない職員への伝達を実施する。</p> <p>あるいは外部研修をもとに事業所内で研修を実施したりする。あるいは内部研修をもとに事業所内で研修を実施する。</p> |

⑨身体拘束等の適正化のための指針等は、ゼロペーパーで作成するのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雰囲気を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

令和1年度防災者免責措置事業「語言名義外防止のための体制整備及び県神戸医療機関等における事前防護のための賛同資料の作成と普及」に関する研究(PwC)

身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト①

- ・要我らむを潜む場合に、身体拘束等を行う場合、監視及び看護、その他の利用者の心の身の状況並に緊急やむを得ない場合、記録を記録している
・被利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合は除く。身体拘束を行ってはならない。

身体拘束等の適正化のための規程を採択する委員会(以下、身体拘束適正化委員会とし)の定める範囲内、既存規則の周辺徹底。

・身体拘束適正化委員会を設置している
※該委員会の構成に応じて、事業所単位なく、法人単位での委員会設置及び虐待防止委員会と一緒に設置・運営も可能である

・身体拘束適正化委員会を定期的(最低1回以上)に開催している

・身体拘束適正化委員会の構成員の資質及び役割分担が明確である

・身体拘束適正化委員会の構成員は事務所に從事する幅広い職種により構成している。

令和3年世界都市競合推進事業「障害者虐待防止の効率的実行評価指標及び精神科医療機関等における虐待防止ための研修実施の促進と普及」に関する研究(「P-6」)

12

ご清聴ありがとうございました。

ご清聴ありがとうございました。

16

身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト②

- 身体拘束事由の適正化のための対策を検討する委員会は、下記のとおり構成され、運営が実施される。

 - ① 身体拘束東京正化委員会には、第三章や専門家(医師・精神科専門医等)、看護職員等を活用する等で構成される。
 - ② 身体拘束東京正化委員会では、身体拘束等についての報告があるための様式を整備している。
 - ③ 身体拘束東京正化委員会は、職員より報告された事例を集計・分析し、当該事例の適正化と適正化策を検討している。
 - ④ 職員は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告する。
 - ⑤ 事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生要因、結果等を取りまとめる。
 - ⑥ 身体拘束東京正化委員会で報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底している。
 - ⑦ 身体拘束東京正化委員会では、適正化策を検討した後に、その効果について検証している。

小野)年齢別高齢社会被験者「認知失能防止の効果的な体操器具及び操作料高齢被験者における

13

身体拘束等の適正化のための体制整備に向けた チェックリスト③

- 身体拘束等の適正化の研修を定期的に(年2回以上)実施している
 - 新規採用時に、必ず身体拘束等の適正化の研修を実施している
 - 研修の実施内容の記録を行っている

身体拘束等の適正化のための指針の整備

指針には以下を盛り込んでいる

 - 施設において身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
 - 身体拘束適正化委員会その他の専門組織に関する事項
 - 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針
 - 工場施設内で実施した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
 - 身体拘束等の適正化の効果に関する基本方針

適正化の推進のために必要な基本方針

7

小規模事業所の体制整備等における効果的な取り組みの実例②

| 取り組みのハイライト① | 特徴と考え方される取組ガイド |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 方針策定 | ①機関に必要な書式・様式等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雰囲気を入手し、それをたたきにして策定を進めます。 |
| 身体拘束等を行う場合のための対策事項の記載 | ②身体拘束東正道化委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人が運営や立ちあわせなどをサポートします。 |
| 身体拘束東正道化委員会の運営 | ③身体拘束東正道化委員会は、虐待防止委員会と関係する職種等が年次で開催が開いて記述することも可能であるからこそ、虐待防止委員会と一緒に開催が良いと記述するところも運営する上での一つの選択肢です。 |
| 身体拘束東正道化委員会の運営 | ④身体拘束東正道化委員会は、定期的な事業所での懇親会やクリスマス会等の季節行事に併せて身体拘束東正道化委員会を実施する。 |
| 身体拘束東正道化委員会の運営 | ⑤身体拘束東正道化委員会は、会場での時間に限らず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 |
| 身体拘束東正道化委員会の運営 | ※第三条による、施設の専門家のみならず、自立支援協議会を開催する他の事業所等も当たると考えられます。 |

15

VI 通報の意義と通報後の対応

曾根直樹
日本社会事業大学 専門職大学院

1

これらの深刻な虐待事件に共通していることは何でしょうか？

共通していることの背景には、何があるでしょうか？

6

1. 障害者虐待を受けたと思われる 障害者を発見した場合の通報義務

障害者虐待防止法

第16条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

→虐待を受けたのではないかという疑いをもった場合、事実の確認ができなくても、法律上、速やかな通報義務が生じる。

2

もし、あなたが、同僚職員が利用者に虐待したのではないかと疑いを感じたらどうしますか？

7

虐待事案の例「障害者虐待防止法による虐待相談を実験に作成」

○身体的虐待の事案

精神障害者のグループホームの女性利用者を診察した病院は、胸や足の打撲に「虐待の疑いがある」としてそのまま入院させた。グループホームの元職員は、グループホームを運営する法人の理事長から利用者が虐待を受けていると通報した。利用者のメモには、「顔、おなかをたたかれ、けられました。」などと書きされていた。

○心的的虐待の事案

障害児の通所施設の職員が、利用している複数の児童の下半身を触り、撮影したとして逮捕された。加害者の職員は裁判で「障害のある子どもなら、被害が発覚しないと思った。」と述べた。

○放置・放棄の事案

障害者支援施設の職員が、利用者が食事を食べないと目の前でパケツに捨てる、大きな外傷があるても見付させないなどの虐待をしたことが、自治体の検査で確認された。

○経済的虐待の事案

グループホームの職員が、利用者の給料を本人の代わりに預金口座に入金する際、一部を入金しないなどして差し引いていた。被害を受けた障害者は20人近く、総額は1,500万円以上に及んだ。

3



8

入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性(76)を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の3名(24)を逮捕した。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は日常的に虐待があった可能性もあるとして調査している。

県警によると、約1カ月前に関係者からの相談で市町村施設を家宅捜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。

福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童の福祉施設で、入所者の少年(19)が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を隠匿したが、上司のセンター長に「不適切な支援(対応)はなかった」と虚偽の報告をしていましたが分かった。

県警は障害者組合支援法と児童福祉法に基づき、施設長を施設運営に間与させない体制整備の検討などを求めらる改善勧告を出した。

県警によると、同園の元職員5人が死亡した少年を含む入所者10人を日常的に暴行していたことを確認。別の職員も、入所者に暴行した疑いも浮上した。

(※最終的に、10年間で15人の職員が23人の入所者に虐待していたことが判明)

4

通報しないで済ませることはできません

・虐待の疑いを感じた職員には通報義務が生じます。

・サービス管理責任者も、職員の相談内容から虐待の疑いを感じたら、通報義務が生じます。

・管理者も、職員やサービス管理責任者の相談内容から虐待の疑いを感じたら、通報義務が生じます。

9

通報しないで済ませたら…

・事業所の中で抱え込んでいる内に、虐待がエスカレートします。

・通報しなかったことがバレるので、通報できなくなります。

・良心的な職員は、不信感を抱いて辞めて通報します。

・虐待がエスカレートし、利用者に取り返しのつかない被害を与えてしまいます。

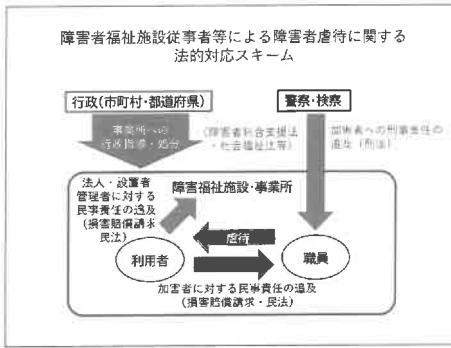
・行政と警察が介入します。

・通報しなかったことは、「惡質な隠蔽」とみなされ、厳しく処分されます。

※ 新聞記事の実例から教訓を学びましょう。

5

10



1

2. 通報後の通報者の保護

障害者虐待防止法

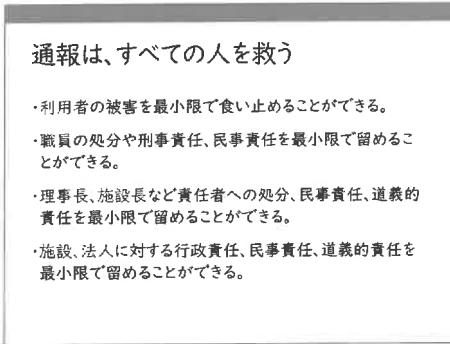
第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。

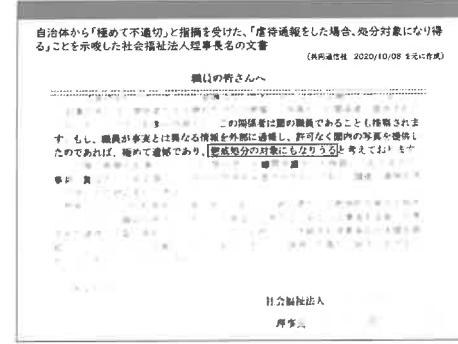
3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の秘守義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
→秘守義務の解釈

4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

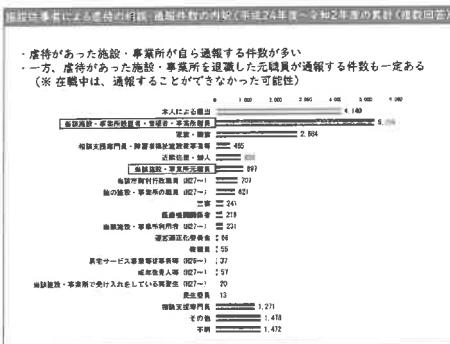
16



12



17



13

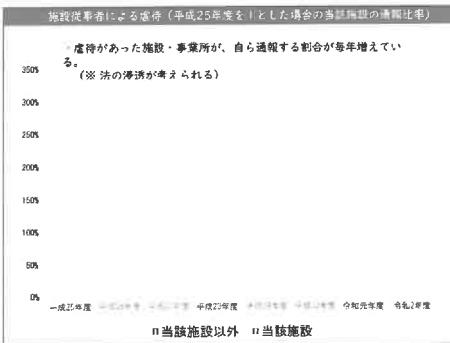
虐待を発見した職員が通報を躊躇する要因

- ・通報したこと、施設・事業所から不利益を被るのではないか。
- ・施設・事業所や利用者に、事実確認調査によって迷惑がかかるのではないか。
- ・仲間の職員との関係が悪くなるのではないか。

職員の通報に対する心理的な抑制を軽減する

- ・匿名でも行政に通報することができる。
- ・通報を受けた行政には、通報者の秘密を守る義務がある。
- ・通報によって、施設・事業所の支援の改善につながっている。
- ・通報は全ての人の教訓につながる。

18



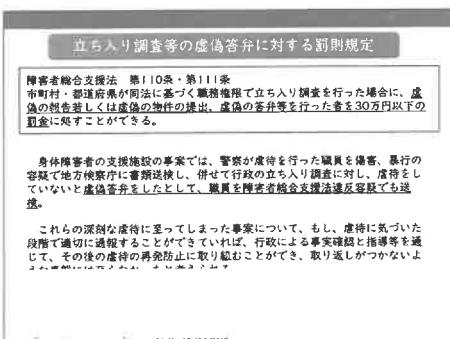
14

障害者や家族の立場の理解

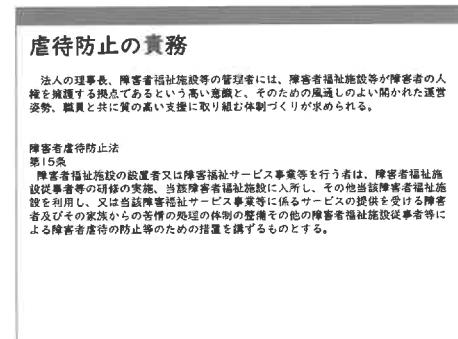
- ・知的障害等で言葉のコミュニケーションが難しい人は、虐待を訴えることができない。
- ・入所施設にいた障害者は、「職員の顔色を見て生活している」と言う。
- ・障害者の家族も、「お世話になっている」という意識がからら、施設の職員に思っていることを自由に言えない立場に置かれている。

障害者福祉施設等の管理者や職員は、障害者や家族がこのような意識を働かせていることを常に自覚し、虐待の防止に取り組む必要がある。

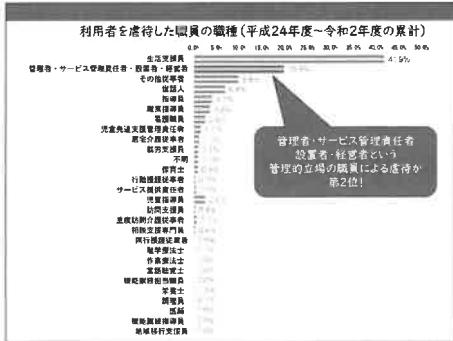
19



18



20



21

大前提として必要な「支援の質の向上」

虐待防止の前に、利用者のニーズを充足し、望む生活に向けた支援を行うことが基本。

障害者福祉施設等の職員は、支援の質の向上はもちろん、利用者や家族の意向を踏まえたサービスの提供が重要。

22